

# 1 教育委員会関係分

## (1) 付託事件審査

- ①議案第51号 光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：原田文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○河村委員

5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者ということがどうもうまく飲み込めないんですが、放課後児童健全育成事業そのものの定義を教えてもらっていいですか。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

児童福祉法に基づいて、小学校児童の放課後及び長期の休暇等において、家庭で児童を保育できる環境にない家庭に対して、その児童を放課後児童クラブにおいて引き受けるという形でございます。

#### ○河村委員

とすると、今の抜粋の中で、高等学校卒業者等、かつ2年以上、放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者と、こういう表現と、今、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であってというのは、最初に従事することができる、要は留守家庭教室のことが今頭の中に入っていますが、どうやって経験を積むんですか。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

現在の基準といたしまして、支援員の資格があることが全従事者に求められているわけではなくて、支援員が1名以上1教室当たり従事すれば、事業自体の運営が可能でございますので、補助員という身分での雇用において、経験年数を積むという形でございます。

#### ○河村委員

ということは、補助であればどなたでもいいですよと、こういう話でいいんですか。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

補助員については、定められた資格はございませんが、雇用する際には私どものほうで面接をして、適切な人材かどうかを判断しております。

#### ○河村委員

どの程度の応募があるんですか。最近、なかなか厳しい職場には雇用されるほうが出

てこないと、こういう面がたくさん出ておりますが、今、現行の留守家庭教室の定数等について説明をしてもらっていいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

現在、放課後児童支援員としては、市内全部の施設で45名を補助員も含めて雇用しているという形でございます。

○河村委員

応募状況とかというのが何か。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

確かに、おっしゃられるように、応募状況はなかなか芳しくなく、いろいろハローワークとか登録制度とかを用いておるんですが、そんなに応募がたくさんあるわけではなくて、この4月から私が記憶している限りでは、面接をしたのは4名程度じゃなかったかと思っております。

○河村委員

それでは、児童のほうの定数の状況についてもお尋ねしていいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

全体の条例の定数が、今501名でございます。それに対して、ことしの6月1日現在で申し上げますと、入所者数が493名となっております。

○河村委員

従前は随分超過をしているところもありましたが、現状では定数を超えているところはないという解釈でいいんですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

これは全体の数でございまして、それぞれのホームによっては、月による入所者数の変動があったりしまして、数名程度、定数を超えているサンホームはございます。

○河村委員

恐らく、これで定数が今45ということですが、どういう方でも雇えるということになれば、もうちょっと支援体制というのは充実するんだと思います。ぜひ、そういう定数に超えて実態がならないように、留意をしていただきたらと思います。

以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第44号 平成30年度光市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会所管分）

説 明：太田教育総務課長～別紙

質 疑

○河村委員

11ページが一番下、体育施設の整備工事を今お伺いしました。雨水漏れと、こう言われたんですが、聞くところによると、モルタルが下へ落ちたとか、あるいは体育館の中にあつたものが外へ出たとかというような話もちよろっと聞いたりするんですが、いつ、どのような形で発生したのか、先にお尋ねをしたいと思います。

○村崎体育課長

おはようございます。

ただいま、体育施設整備工事につきまして御質問いただきました。これは、2月14日から15日にかけて、総合体育館の軒裏で雨水の漏れが発見されまして、パネル等の脱落が確認されたために、その後、その部分は通行止めしまして、このたびシーリングの補強工事をして、対応しようとするものでございます。

○河村委員

パネル脱落というのがよく飲み込めませんが、もう少し具体的にいいですか。

○村崎体育課長

これが、体育館工事をした施工後約20年過ぎましたが、シーリング部分に雨水の侵入がありまして、パネルと、それから一部中の鋼材が脱落したということがありまして、そのほかにも中の部分を検査したところ脱落する可能性があるということで、このたび施工しようとするものであります。

以上です。

○河村委員

体育館の中にあつたものが要は外へ出たと、こういうお話のように聞こえました。それで、体育振興会の指定管理の状況とも絡めてお話をさせていただいたんですが、28年度、29年の頭から要は新電力導入という格好で、本来なら29年度予算で何か反映されるものがあってよかったと思うんですが、なかったと。それはなかったらしようがないことじゃあるんですが、30年度の予算についてもまだそんな話も出てこないの、大分ひどいと言ったんですが、最終的には500万円とこう言いよつたものが、体育館のほうが380万円だったかな、要は100万円ちょっと減額になつちよるとというのが1つ、あとまた別のところでやりますけどね。

要は、リスク分担の中に入っていないものについて協議をすると、こういう話じゃったんですね。市と振興会とで協議をしてということになると、50万円以上の修理については市がやると。じゃあ、協議の中へ330万円のお金が入るのか入らんのかと、こういう話になるわけですよ。入れば、もっと早く修繕ができたわけじゃないですか。

そのあたりのところはどうなんですか、単なる雨水漏れ、雨が漏ったよという程度の話ならそれでもいいんですが、体育館の中にあるものが外へ出たというのは結構異常事態なので、そのあたり、そういう考え方ができなかったんですかね。

#### ○村崎体育課長

2月に起きたもので、既に予算措置には間に合わないという部分もございました。一応リスク分担というのが50万円、先ほど委員さんがおっしゃったように、50万円が上限ということで、それに超える部分については市のほうで対応するということでありまして、額のほうも当初500万円ぐらいかかるんじゃないかということで、まず先にどれだけかかるかという点検と、現場の状況を確認させていただきまして、当初の今おっしゃられたように400万円を超えるような額で見積もりが出ましたが、最低でできるというところで約100万円程度減額しまして、落下したのが屋内ではなく屋外であったため、その部分については通行人が通らないように簡易なものですが、通行止めにしめて、対応させてもらったということでもあります。

リスク分担につきましては、額も高額であったために、その部分を指定管理者のほうに求めて負担していただくのがどうかという話も出ましたが、一応このたび補正ということで、なるべく早い時期に施工したいということで、上げさせていただきました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### (2) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○林委員

おはようございます。教育委員会のほうでお尋ねをさせていただきます。

光市内小中学校の安全対策についてお尋ねをいたします。

皆様御承知のとおり、去る6月18日、月曜日の7時58分ごろ、大阪市、高槻市など5市で震度6強の地震が起きました。高槻市では、小学校4年生の女子児童が、自校のプールのブロック塀が崩れ、下敷きとなり死亡という、あってはならない痛ましい事故が起きてしまいました。心から御冥福をお祈りしたいと思っております。

この事故のことで、1978年6月12日に宮城県地震が起こった際、公共施設のブロック耐震基準を見直す契機となりました。現在の耐震基準は、1980年のときそのまま適用され

ていると聞いております。

そこで、お尋ねいたしますが、現在、光市内の小中学校でのブロック塀は何カ所ぐらいおありでしょうか、お尋ねいたします。

○太田教育総務課長

ブロック塀のお尋ねでございます。

6月18日に大阪府北部を震源とした地震が発生いたしまして、学校施設のブロックが倒壊したというニュースを受けまして、速やかに市内全部の小中学校に対し、ブロック塀の状況調査をいたしました。この中で、16校中2校において気になる、危惧されるブロック塀があることが判明いたしました。ブロック塀の設置場所については、1校がげた箱周辺、1校がプール周辺ということでございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。

16校中2校ということで、ブロック塀の基準の高さが2.2m以下となっておりますが、基準より低いんでしょうか、それとも違反の疑いがある、どうなんでしょうか、その点を教えてください。

○太田教育総務課長

まず、げた箱周辺のブロックでございますけども、これは基本的には2.2m以下でございます。構造自体も、このたび倒壊しました1枚だけのブロック塀ではなくて、四方が少し囲まれた、いわば箱型みたいな構造のブロックでございます。ただ、同様にブロック塀でありますので、先ほど申しましたように、気になる、危惧されるブロック塀ということで、回答を申し上げます。

もう一カ所がプールのところですけども、シャワーでありまして、片方がコンクリートづくりで、もう片方、反対側がブロックづくりとなっております。

これにつきましても、天井が設置されたりとかしておりまして、単純なブロック塀ではなくて、双方ともに一定の耐力、耐性はあるものというふうには考えますが、づくり自体がブロックであるということで、ちなみに小学校のほうのプールの塀の高さは2.2mを超えておりますので、少し危惧するところではあります。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

今、おっしゃった箱型とプールの件ですけど、それには、私たち素人ですけど、大体鉄筋が入っているとか、そして控え壁というんでしょうか、支えるような形になっておりますけど、そういうのはついておりましたでしょうか。

○太田教育総務課長

再度の御質問でございます。

まず、控え壁につきましては、これは設置をされておられません。

もう一点の鉄筋の状況でございますが、一般的に考えますと、そういったブロック塀でも、構造物をつくるに当たっては鉄筋が入っているものと思われませんが、外からどの程度入っているかというところについては、現地で職員が確認をいたしました。そのあたりの詳細まではわからない、見えないという状況でございます。

以上でございます。

○林委員

外からはちょっと見えないということで、倒壊したときに現状がわかるということでもありますけど、これは調査の対象でありましょうし、早期改善が重要になってくるかと思えますけれど、この点をしっかりと調査していただきたいなと思っております。

そして、教育委員会として、このたび地震事故の緊急事項として、どのような対策をおとりになったのでしょうか、その点をお知らせください。

○太田教育総務課長

このたびの地震を受けまして、各学校にはブロック塀等の危険箇所についての調査を速やかに実施して報告するように求めております。その報告に基づきまして、職員が現地に赴いて、現地の調査を行っております。

また、平素より、外壁やひび割れ等、また腐食やがたつきや転倒防止等の有無など、学校と連携しながら、日ごろからそういった点検、報告を行うなど、小まめな対策をとることによって、防災、減災につなげているところであります。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

当日、学校では早速に地震想定避難訓練の実施がされたとお聞きしております。訓練はどのくらい頻度で各学校で行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○和田学校教育課長

各小中学校におきましては、年間を通じて避難訓練を実施しております。火災、土砂災害、そして地震、さまざまな条件に合わせた避難訓練を実施しております。今回の地震のような災害に向けて、地震を想定した避難訓練は年1回は確実にやっているという認識でおります。

以上でございます。

○林委員

わかりました。

このたびの高槻の地震が起きたことによって、先ほどは各学校にブロックとか、いろんな対策については早急に速やかに報告するようという事で御回答いただきましたけれど、今回の18日当日に学校が地震想定避難訓練を実施されたということは、教育委員会からのではなくて、学校自体が自分たちで実施したという考え方でよろしいですか。

○太田教育総務課長

ただいまの御質問の前に、1点ほど発言させていただきます。

先ほど、私のほうでブロック塀と表現をいたしました。ブロックづくりの構造物に訂正をさせていただきたいと思います。

○和田学校教育課長

引き続き、御質問につきまして、御回答させていただけたらと思います。

6月18日に、ちょうど地震当日に避難訓練を実施した学校が1校、三輪小学校が行いました。これは当初から予定されておりましたもので、地震を想定した避難訓練であるということでございます。

また、大和保育園と合同の避難訓練を行いまして、三輪小学校が大和保育園の2次避難場所となっていることから、大和保育園から三輪小学校までの避難に対して、小学校教職員、または児童がどのようなサポートができるかというようなことも含めた避難訓練であったと聞いております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

震度が6強、7でも倒壊しない強度なものを求められている現在、光市内の小中学校では多くの耐震化に取り組んでいただいておりますけれど、しかしながら小中学校も防災拠点施設となっております。大変難しい問題ではありますけれど、学校の安全化というんでしょうか、そういう点ではどのように考えたらよろしいんでしょうか。

○太田教育総務課長

避難所となります体育館、状況によっては校舎もそういったことになろうかと思えますけども、耐震化を完了しておりますので、そういった意味で、耐震性といった観点からの安全性の確保はされているものと考えております。このたびの地震を教訓として、附帯設備や設置物に関しても留意する必要があるということが判明いたしました。こうしたことから、いま一度、安全の確保についての考え方については整理をしていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

今、いろいろとお答えいただいたんですけど、この際、ちょっと離れてしまうかもわかりませんが、いろいろと通学路にそういう危険な構造物もあるやにも思いますので、点検は学校で全て把握することは本当に広範囲でありますので、見守り隊の方々とか保護者、また地域の方々に御協力をお願いするのも1つの方法だと考えますが、ちょっと広げ過ぎかもわかりませんが、そういう点ではどのようにお考えでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

通学路の安全点検ということでございますけれども、光市通学路交通安全プログラムに基づきまして、光市通学路合同点検会議を開催する予定にしております。各学校からの危険箇所の報告が近々締め切られますが、その中に今回の地震を受けまして、交通安全だけではなく、そういう危険箇所という総合的な視点で点検をしていただくように、先日、各学校に依頼をしたところでございます。

また、次回の学校運営協議会等におきまして、地域の方からも危険箇所等の情報をいただきながら、学校を通じて通学路全体の点検も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○林委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、これ私が大変うれしいと言ったらおかしいんですけど、学校の安全・安心化の1つとして、地震の翌日でしたか、大雨が降るといふ状況の中、早朝に学校から生徒の保護者にメールが届きまして、早朝ですけど、登下校で用水路、溝、川、池のそばを通る場合は特に注意するようにしてください、ご家族からも児童に御指導お願ひしますといふことがメールが来たそうなんです。

これはとても学校の先生方も大変お忙しい中に、こういうふうにお取り組みいただいていることに、とても私は心遣いにうれしく思っている次第でございます。これからもしっかりと取り組んでいただけたらと思ひます。

終わります。ありがとうございます。

#### ○中本委員

それでは、ちょっと大きな話になりますが、拉致問題等について、グローバル的な立場、国際的な国の立場といふような発言は、質疑については控えさせていただきますが、ご案内のとおり、1カ月前に総理も出席をして、拉致の被害者家族会、全国協議会、拉致議連、知事の会、地方議連が主催して決起集会が行われ、そのときの決議が採択をされました。

そういう状況の中で、山口は決議事項のブルーリボンの拡販と拉致問題を人権問題として捉え、拉致問題を知らない時代となった県内の小中学校への拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の積極的な活用推進を働きかけようといふことになっております。

先般、文科省の大臣名で、全国の教育委員会、あるいは市町のいろいろな関係各位に、



通達文が行っているというようにお聞きをしました。拉致問題に関するいろんな映像の活用方法とか、子供たちにそういった現状の教育をしてほしいというような内容だというふうに思っておりますが、今、現状でそういう処理を含めて取り組みがどんな状況、どういう取り組みをされようとしているのか、お聞きをしたいと思えます。

#### ○和田学校教育課長

学校教育においてアニメ「めぐみ」のDVDの活用についての御質問ですけれども、アニメ「めぐみ」のDVDは、内閣官房拉致問題対策本部が平成20年、25年に、全国の小中学校に配布しましたアニメソフトでございます。本市におきましても、平成30年3月に、改めまして活用促進について依頼をしたところでございます。

各学校におきましては、教育課程の中で、社会科の教科書記述に即しまして、アニメ「めぐみ」のDVD等を活用しながら、現在、学習に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

#### ○中本委員

取り組みについての姿勢はよくわかりました。

北朝鮮の日本人の拉致問題は、平成14年に認めておるところであります。それから16年経過しておりますので、なかなか解決の糸口がつかめないというような状況になっております。

したがって、啓発を強化することで、あるいはこういう大きな問題を風化してはいけないなというふうに思っておりますので、できれば機会ごとに、そういう小中教育の中で、啓発が風化ならないような指導をよろしくお願いをしたいと思えます。

以上であります。

#### ○仲山委員

では、質問させていただきます。部活の休養日のことについてお尋ねします。

文部科学省は、昨年度、部活動の運営の適正化に向け、スポーツ医学の観点や学校生活等への影響を考慮した、練習時間や休養日の設定を含め検討を重ねて、ことしの3月、スポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものが出されました。スポーツ障害やバーンアウトの燃え尽きといいますか、の予防の観点、あるいは生徒のバランスのとれた生活と成長の確保といったような観点を踏まえて、行き過ぎた活動とならないよう適切な休養日等の確保が求められているという状況かと思えます。光市においての対応についてお伺いします。

#### ○和田学校教育課長

部活動の休養日等の設定についてのご質問ですけれども、光市におきましては、平成29年4月に全中学校に部活動の休養日等の設定についての文書を発出しまして、各中学校において、週1日以上は休養日を設定すること、月1回以上は土曜日、日曜日に休養

日を設定すること、通常の活動時間は学校が定めた部活動終了時刻までとし、平日は長くても3時間以内、土曜日、日曜日は4時間以内とすること、ただし大会、練習試合、コンクールなどの特別な場合についてはこの限りではないという、この3点について依頼したところでございます。この3点につきまして、全中学校で部活動の休養日の設定について、現在も取り組んでおります。

先日行いました部活動に関する調査におきまして、全ての中学校の全ての部活動で、休養日の設定が行われていることを確認しておるところでございます。

委員お示しのとおり、3月末にスポーツ庁のガイドラインが示されました。県も、それに基づきまして、ガイドラインを作成すると聞いております。

今後、国、県の動向を踏まえまして、光市の部活動のあり方についても、再度、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。

昨年から既に取り組まれていると、全ての学校、全ての部活で取り組まれているという、大変存じ上げていなくて申しわけなかったなと思うぐらいであります。ありがとうございました。

教員の休日の部活動など、多忙な状況を緩和することにもつながると思いますし、科学的、効率的な練習時間のとり方など、研究に取り組むチャンスでもあると思います。しっかりと休養日の運用といたしますか、活用といたしますか、それを見守っていききたいと思っております。

続いて、大和の民俗資料館の資料のことについてです。

大和複合型施設の整備が進んでおります。それに伴い、大和民俗資料館の解体撤去も近づいていることと思いますが、資料の処遇の予定はどのように、そろそろ予定が立ってきたかなと思いますので、お伺いします。

文化センターや、前回の質問で処遇についてある程度方向性はお話ししていただいていたんですけども、そのあたりのことも具体化してきているかなと思いますので、お伺いします。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

大和民俗資料館に寄贈されましたものについては、もとの所有者に返還する、他の施設へ移動する、展示等に耐えられないものなどの処分という3つの対応になるかとは思いますが、詳細については、スペース等の問題もあり、未定の部分もございまして、現在、可能な限り保管・保存に努める方向で検討中という形でございます。

#### ○仲山委員

わかりました。これから整理をされていくところだと思うんですが、何分スペース等も限られている中でしょうから、ある程度は整理をしていかなければならないというふ

うには思うんですけれども、そういった資料の整理に当たって、資料の持っている価値といますか、そのあたりを判断していくという必要が出るかと思うんですけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

教育委員会にも学芸員資格などを所持している職員もおりますので、そのあたりの見解等も参考にしながら進めていけたらなどは考えております。

○仲山委員

ありがとうございます。

専門家の目があるということは絶対に必要だと思います。また、専門家も、できればですけれども、複数の専門家の目があったほうが、セカンドオピニオンじゃないですけど、よりいいかなと思いますので、御検討をいただけたらと思います。

また、資料の整理、引っ越し等には、やはり人手が結構要るかと思います。前もちょっとお話ししましたけれども、多分郷土史や郷土の資料について興味や関心を持っていらっしゃる市民の方も結構いらっしゃるかと思います。ボランティアのサポーターの活用も考えてみられたらと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

御提言いただきましたボランティアの活用・募集等については、現在のところでは検討といますか、考えてはいないというような状況でございます。

○仲山委員

人手が足らなくなるようでしたら、一応市民団体等には目をつけておいて、連絡をなさっておくとよろしいかと思います。

次にいきます。

地域の生活文化の調査・記録ということについて、昨年9月、この委員会で取り上げさせていただきました。そのときのお答えとして、各時代の民俗、風習風俗は伝承していく必要があるということから、今後、それらの保存・伝承の方法について、1つの課題ではないかというふうに考えておりますというお答えでありました。

私の身の回りでも、最近、高齢者の方が次々と亡くなっていかれるというような状況を見ております。かつての光市の生活の記憶を持っていらっしゃる年配の方が減っていく中、一日でも早く取り組むべき課題ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員御指摘のように、地域の生活文化などにつきましては、少子化の進行などによって、ふだんの生活の中で日常的に伝承していくような機会が減少して、後世になかなか引き継ぐのが難しい状況が生まれているものでございます。そのため、生活文化等を記録していくことについての手段とか方法等も含めて、研究を進めてみたいと考えており

ます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。ぜひとも、前向きに考えていただければと思います。学校の取り組みとも絡めてやると、効果も大きいかと思しますので、そのあたりも検討していただければと思います。

続きまして、指定管理団体の募集についてです。

本年度、指定管理で運営している施設のうち、12の施設が期間を終えて、契約の切りかえを迎えると思うんですが、教育委員会の所管の施設についてお尋ねしたいと思します。

前回、指定管理したところは、同様に指定管理にする予定なのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化関係の3施設、文化センター、ふるさと郷土館、市民ホールにつきましては、これまでの5年間の指定管理による運営の評価を踏まえての判断になると考えております。

○村崎体育課長

スポーツ関係、体育関係につきましては、総合体育館、光スポーツ公園、それから大和総合運動公園、それから勤労者体育センター、サン・アビリティーズ光は、今年度までの指定管理ですが、来年度以降も全て指定管理とする予定としております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。ちなみに、これまでの5年間の実績を踏まえてということでありましたけど、指定管理にするしないということを、判断をした、あるいは判断をする基準というのはどういうところに置いていると考えていらっしゃるか、そのあたりについてお伺いしたいと思します。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

施設に対して、指定管理者制度を導入する判断基準といたしましては、民間事業者に管理運営を任せることによって、利用ニーズに応じた開館日とか開館時間の拡大、あるいは民間ノウハウの活用によって、いろんなサービスが向上する、そういうことにつながることを期待できたり、もう1つはコスト面、運営コスト等の削減が見込まれる施設であるということなどが挙げられると思します。

○仲山委員

ありがとうございます。指定管理者に期待するところとして、その自発的、創造的といえますか、意欲的な部分に期待する部分と、それからコスト的に提言というような面

もという話があったかと思えます。効果を生んでいくためには、できれば候補が幾つか出てきて、その中で選んでいくということが一つの切磋琢磨といいますか、ちょっとよりよい状態かなとは思いますが。公募にする、ないしはやっぱりその業務上、公募にしない、するとやはり不適切な運営になりがちとかいうようなこともあるかと思えます。そのあたりの公募と非公募のあり方というのは、どうなのでしょう。どのように考えていらっしゃるか、お伺いできますか。

今、これまでの実績を踏まえてという言葉もありましたけど、どなたがなっても余り変わらないようなものと、ある程度専門性が高いものに関しては、管理の場合、私が考えるには、例えば、体育館なんかの場合にはトレーニング、事故等のこともありますけれども、ある程度それがわかっているならば、業者は幅広く求めることもできるかとは思いますが、例えば、市民ホールなんかの場合には、施設自体がホールによって全然違いますので、そう簡単に変えるわけにはいかないということがあるかと思えます。指定管理にする利点と、そのあたり考え合わせて、公募のほうも考えていただければと思います。

そのあたりで、募集をするときに、公募の場合ですね、今度公募があると思うんですけども、公募の条件を今考えている時期かと思えます。あと、スケジュール、手順、選考のこのスケジュールあたりをお伺いできればと思います。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

募集方法等につきましては、現在施設ごとに策定中でございます。指定管理候補者の選定方針の中で決定していくこととなります。

スケジュールのほうにつきましては、これも未確定な部分もございしますが、おおむね前回、5年前と同様だと考えておりますので、ちなみに、前回は申し上げますと、7月下旬ぐらいから指定管理者の募集を行っております。9月の指定管理候補者の選定事務を経て、12月の議会で指定管理者指定議案、そして、債務負担行為議案の御議決をいただいておりますという形でございます。おおむね同じような形になるのではないかと考えております。

#### ○仲山委員

募集の期間としては、7月下旬から9月ということで前回は行われていて、ことしもそのようなスケジュールでいくかというところかと思えます。指定管理者になろうとする事業者や団体が応募するためには、やはりそれなりに検討準備をするための時間が必要なんじゃないかと思うんですが、この1カ月、2カ月ぐらいでしょうか、という時間は、ちょっと私は、個人的には少し検討するには足りないんじゃないかと思うんですが、早目にこの条件だけでも提示するとかいうことは考えられないのでしょうか。ことし、今回はちょっと難しいかと思うんですけども。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

これは、指定管理者制度の全体的な部分にもなるかと思えます。指定管理者制度の導

入に関する指針という、全体を網羅するものができておりますので、その中で、そういう部分も踏まえての検討となると思います。御意見として頂戴させていただくという形でお願いできたらと思います。

○仲山委員

ありがとうございます。そういう、今回の場合にはあれなんですけど、今まだこれから条件を提示されるところでちょっと一つ気になっているのが、指定管理の施設の中で、文化センターのことがあります。以前からも取り上げてきておりますけれども、資料の整理や保管、活用、館全体の活用度、まだまだ伸ばせるというか、よく活用できるのではないかというふうに思っています。

一つには、文化センターの運営サイドのほうに、専門性のある方、学芸員がいらっしやらないのではないという話も聞いております。その指定管理の条件の中に、その学芸員がいるというか、文化センターに勤めるというような条件を加えることができないのか、御検討願えればと思います。これは要望です。

次に行ってよろしいでしょうか。

周防清水家文書の公開についてです。

7月に文化センターで周防清水家の文書が公開されますが、清水宗治の岡山総社の、総社清水家の子孫の清水男（ダン）さんという方が、地方史の研究をなさっておられるようで、備中高松攻めから明治維新まで、清水宗治から水島藤九郎へと題して歴史講演会をしていらっしやったりするとの情報を提供いただきました。機会があれば、清水家と御縁もあることですし、明治維新前の幕末、両清水家の末裔が相まみえたこの光の地で講演いただくのもよいのではと思うのですが、いかがでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ただいま清水家の関係で御案内いただきました。講座や講演会等の文化企画の中で参考にさせていただきたいと考えます。

以上でございます。

○仲山委員

あともう1点です。同じく、9月1日に文化センターで行われる成人大学講座で、幕末期の長州藩とイギリスと題して御講演いただく大島商船高専の田口由香准教授は、光に縁が深い第二奇兵隊についてもかなりお詳しいというふうに聞いております。こちらのほうも、機会があれば御講演いただくのはいかがかと思えます。そちらのほうも、あわせて御検討願いたいなと思えます。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○田邊委員

おはようございます。教育委員会の所管分で質問、何点かさせていただきます。

第2次光総合計画行動計画の平成30年度から32年度の、教育環境充実という点で、屋上防水等工事、これが継続実施とあります。平成30年度三井小とありますが、今後の予定などありましたらお答えください。よろしく申し上げます。

○太田教育総務課長

屋上防水工事のお尋ねでございます。

屋上防水シートの劣化が進みますと、雨水等がまわって施設の老朽化を早めてしまうということがございますので、保全といった観点から、屋上防水工事は重要なものと認識をしております。

お尋ねの屋上防水工事の実施状況でございますが、防水シートの状態が悪い学校をピックアップしまして、平成27年度から5カ年計画で、現在計画的に工事を進めているところであります。

平成27年度に4校、28年度に2校、29年度に3校行いまして、本年度は先ほど御紹介がありましたように、1校を予定しております。来年度以降も引き続き、屋上防水工事を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。事前保全という観点からそういったものを、27年度から5カ年計画で行っているというのを把握しました。来年度も屋上防水、手すりの改修というのものもあるようなんですけど、今後ともそういった学校関係の保全には十分留意して、よろしく申し上げます。

続きまして、教育関係で何点か質問させていただきます。

教育改革の方向性を考えるということから、学校教育法30条の2項に示された、いわゆる確かな学力、これのバランスが重視されるということで、これを実現させるためには、いわゆるアクティブラーニング、このアクティブラーニングという言葉なんですけど、このアクティブラーニングのことを具体的に、わかりやすく教えてもらいたいのと、そのアクティブラーニングという教育方法、これの光市の実績と長所などをよろしく申し上げます。

○和田学校教育課長

いわゆるアクティブラーニングについての御質問ですけれども、今回の学習指導要領の改訂におきましては、現行の学習指導要領の何を学ぶかという指導内容の見直しにとどまらず、何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶかというこの3つの視点から、抜本的に改善がされています。そのキーワードとしまして、育成すべき資質能力、主体的、対話的で深い学び、社会に開かれた教育課程等が挙げられています。2点目の、主体的、対話的で深い学び、これがいわゆるアクティブラーニングに当たるところです。

本市に置きましても、この主体的、対話的で深い学びの視点から、授業改善の推進に努めております。具体的に申しますと、本市では以前から、授業づくりのスタンダードとしまして、光スタンダードを各学校に示し、それに基づいて授業改善に取り組んでいます。光スタンダードとは、まず授業の最初に課題を共有する。そして、授業の中ほどでは、児童生徒の活動、これを活性化させる。そして、授業の終末には、本時で学んだ内容について振り返りをする、振り返りの充実。この3点を柱とした学習過程を進めています。

この光スタンダードの視点は、まさに主体的で対話的で深い学びの支点でありまして、これからもこのことを支点とした授業改善を図っていくことが、本市の子供たちの生きる力を育むことにつながると考えています。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。今、光スタンダードの話をお聞きしました。アクティブラーニングについては、先生がある課題を投げかけて、グループ化して、生徒でその問題に取り組むという形がアクティブラーニングという方法とは思われるんですが、そういった形で光スタンダードという、光独自の主体的、対話的な深い学びを行っているということで、これについての、先ほど言った、いわゆる児童がどういったことで、先生が見えない部分とか、そういったものが、アクティブラーニングによって見える化するようなところを、ありましたらよろしくお願ひします。

#### ○和田学校教育課長

主体的な学びについてであろうかと思ひます。課題を共有することによって、その解決に向けて、子供たちが自ら考えて活動し、教員はその活動の状況を見とり、そして評価につなげていくという授業づくりを、従前より進めています。学校においては絶対評価を行っていますが、数値的な評価だけではなく、子供たちの学ぶ姿、意欲、関心、このあたりも評価の一つとして、しっかり教職員が児童生徒に寄り添い、見とるという取り組みをしています。今後も、いわゆるアクティブラーニングを進めていくためには、今お話ししたような教員の姿勢、授業づくりが求められると考えています。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。アクティブラーニングについては今後とも、新学習指導要領で変わるところもいろいろありますので、光スタンダード、どうぞこれを十分活用して、主体的で対話的な深い学びをよろしくお願ひします。

続きまして、先ほどから触れております新学習指導要領で、総合的な学習の時間というのがあります。この総合的な学習の時間というのは、学校の教科、いわゆる国語なり、算数なり、そういった部分的なものじゃなくて、総合的な学習の時間というのがありますが、この総合的な学習の時間というこのことについて、何か問題点などありましたら



お願いします。

#### ○和田学校教育課長

総合的な学習の時間は、各学校が、地域、そして学校、そこで学ぶ児童生徒の実態に応じて、委員お示しのとおり、教科の枠を超えた、横断的、総合的な学習であるということです。また、児童生徒が自ら探求的な学習を行ったり、協働的な学習を行ったりすることが重要であると言われていています。

本市におきましても、各学校でそれぞれの実態に応じて、学習指導要領の目標を踏まえて、内容等を定めています。各学校ごとに学習内容を決めていくということで、困難さはあるかと思いますが、ただ、逆にそれぞれの学校の課題解決に応じた内容を仕組めるといふことで、それぞれの学校の主体性が生かされるものであるとも認識しています。今後も各学校において、地域学習であるとか、キャリア教育であるとか、または福祉教育であるとか、学校や学年の実態に応じた教育が行われるよう、教育委員会としても支援をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。総合的な学習の時間というのは、目標や内容は各学校で定めるということになっております。いろいろな学校がそういった目標、内容、こういったものを掲げて、よりよい教育に打ち込めることを期待しております。

もう2点あります。

いわゆる新学習指導要領で特別活動、これの改訂のポイントと、学校の対応の課題などを教えてください。

#### ○和田学校教育課長

特別活動の改訂のポイントですけれども、これにつきましては、今回の改訂においては大きな改訂の部分はございません。学校行事、児童生徒活動、または学級活動等の取り組みを、さらに、学校、地域の実情、児童生徒の実態に合わせた内容を、引き続き精査し、教育課程の改善に努めていけるよう、教育委員会としても学校をしっかりサポートしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

#### ○田邊委員

その特別活動については、大きな改訂のポイントがないということで、わかりました。その辺はわかりましたが、もう1点。小学校の外国語のポイントですが、これは目標として、コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力、これを育成することですが、この最大の課題が、評価などについてなんですけど、これはいわゆる対話などの実演や書かされた作品、これを生徒がやるパフォーマンス評価など、また難しい評価の部分があると思われるんですが、この小学校の外国語のポイント、こういったものを少し教え

てもらいたいんですが、よろしくお願いします。

#### ○和田学校教育課長

新学習指導要領で示されました外国語教育についての御質問です。

本市におきましては、教育大綱の教育ブランドの一つとしても挙げられていますけれども、コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育、イングリッシュプランの光の実践を進めています。つながりのある英語教育の展開、国際交流体験の充実、教職員の専門性の向上、この3つを柱として取り組んでおります。

具体的には、小学1、2年生、低学年からの年間約10時間の外国語活動。そして、中学年、3、4年生におきましては、年間35時間。5、6年生につきましては70時間の活動、また外国科を行っております。

評価につきましてはさまざまな評価方法がございますが、昨年度末まで研究を行いました室積小中、光高等学校の研究事業の成果に基づきまして、その教職員が評価する手法、先ほども申しましたが、やはり児童の活動を見とる力が求められます。ただ、その児童の活動の見とる観点については、各学校と情報共有しながら、適切な評価につながるような観点を見出してまいりたいと思っています。

また、外部評価の取り組みにも今年度から進めて行きたいと思っています。現在のところ、小学校6年生と中学校2年生に、この外部評価の実施を行いたいと考えているところです。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。私が思うのには、過密なスケジュールであるなどは思いました。

最後に要望として、今言われたように、学習指導要領が変わり、先生も生徒も過密となる、また、困難が予想される時代を生きぬくとともに、時代を創造する資質、能力は幼児教育からまた義務教育、高等学校教育を貫いて生まれるものであります。主体的、対話的で深い学びというのが、アクティブラーニング及び新学習指導要領で掲げたこと、これを実現するための授業には、教員の創意工夫が求められるが、現実的には、今言うあらゆる面で時間的な課題が大きいのしかかると思われます。少しでも教員の時間的、精神的負担が軽減できればと思います。

社会に開かれた教育課程の実現のために、教員が社会とつながる学習スタイルに取り組むことは、学び続ける教員として、また、教員自身のキャリアアップにつながると思いますので、今後も要望として、教育委員会に期待しますので、よろしくお願いします。以上です。

#### ○森重委員

じゃあ、すいません、私のほうからは、光市の光市スポーツ振興会、こちらの29年度の事業報告をいただいておりますので、その中からちょっと確認しておきたいところ等、3点だけお聞きしたいと思います。

ちょっと事業報告をお持ちかどうかわかりませんが、まず、1ページで、職員の配置状況なんですけど、光市総合体育館、それとまた大和総合運動公園、この常勤嘱託臨時職員等のこの7名なんですけれども、その配置状況で、嘱託臨時等の配置の違いといますか、どのような業務内容で仕事されているのかというのをちょっとまず1点、確認したいと思います。

○村崎体育課長

1ページ目の職員配置状況、配置基準等の御質問のことだったと思います。

一応、職員配置につきましては、指定管理業務を受託される際に、スポーツ振興会が各施設の開館時間、それから業務内容、施設の運営実績、業務内容も含めてですが、これらを勘案した上で、組織体制を構築して、職員配置をされているものです。各職員の事務、また業務分担等によって、それぞれ配置しているわけですが、例えば、総合体育館であればトレーニング指導士とか、また健康運動指導士など、そういった職員、職責を持った方も含めての配置となっているところです。

以上です。

○森重委員

わかりました。ちょっと同じ7名といたしても、いろいろ内容が違うということですね。すいません、常日ごろ余り意識をしてなかったもんですから、ありがとうございます。

じゃあ、次、2ページですけれども、何かあったときの緊急連絡体制を構築されているというふうに書かれていますので、どのような事態が起きたときに、どのようなこの緊急体制が引かれて活用されるのか、そのあたりをちょっとすいません、初歩的で申し訳ないんですけど。

○村崎体育課長

緊急時の連絡体制ということで、よくありますのが施設利用者の競技上の事故とか、それから施設の毀損に関する事、また、自然災害等もありますので、その際には、土日であれば職員全員が出ていませんで、その辺も含めまして、連絡体制をとっていただき、また、市のほうへも逐次連絡をいただくという体制を整えているということです。

以上です。

○森重委員

じゃあ、何かあったときの職員さんたちの連絡体制、もしくは市へつなぐための連絡体制ということでいいんですか、確認させてください。

○村崎体育課長

おっしゃるとおりです。1年に1度は防火訓練等も行っておりまして、一応毎年、そ

の連絡体制が変わってくることもありますので、市のほうと協議しながら確認はしているところです。

○森重委員

じゃあ、緊急体制のときに、どこの医療機関にとか、そういうふうなことではないということですね。

○村崎体育課長

当然、休日診療所等もございますが、何かあったときには近場で、光総合体育館であれば、大和総合病院が近いのか、光総合病院が近いのかという関係もありますので、そちらのほうの担当医師を確認、連絡をして、救急車なりで、そちらにお運びするという事になっていると思います。

以上です。

○森重委員

わかりました。職員等の連絡体制ということで納得いたしました。

あと、もう1点、今回読ませていただきましたんで、5ページに、今回、ニュースポーツ、用具の貸し出しが非常に伸びているということで、市内の高等学校等にPRを行い、貸し出し件数が非常に増加したということが書いておりましたけれども、これはどのようなもので、どのようなPRをされたのか、ちょっと一応、その辺の御努力をお聞きしたいと思います。

○村崎体育課長

これは、高等学校というのが、主に定時制の皆さんが、ニュースポーツいろいろあるよというのを聞かれて利用され始めまして、そこに、スポーツ振興会の職員のほうから、こういったものがあるよという一覧表等もつくっておりますので、指導もできるよという形でPRをしてきたということでもあります。

高校に限らず、今、例えば、老人会という言葉はいいのかわかりませんが、高齢者の皆さんのいきいきサロンとか、あとそれから小学校等につきましては出前講座なんかも使われまして、ニュースポーツ、新しいのをまたスポーツ推進員なんかが出向いて指導をするということで、その際のニュースポーツ用具の貸し出しの増加ということになってきたと思います。

以上です。

○森重委員

そもそもそのニュースポーツの用具というのは、どういうものを言われるんですか。

○村崎体育課長

一番最近皆さん御存じであれば、アジャタといいまして、玉入れ、100個の玉入れを、

どこが一番早いかというのを競う競技、それから、今、コミュニティーの対抗で盛り上がっているのが、ふらば一るバレーといいまして、ボールが変形しておりまして、一旦ワンバウンドをしたものを、バドミントンのコートで、ソフトバレーのちょっと変形型ですが、これは年齢に関係なくできるということで、盛り上がって練習等もしていただいています。

そのほかには、グランドゴルフの道具を初め、それからカラーリングといいまして、カーリングに似たような室内の道具とか、そういったものも準備してお貸ししているところですよ。

以上です。

#### ○森重委員

わかりました。確かに今、ちょっと私もお聞きして、ある程度PRをしていただかないと、どういうものがあるのかもわかりませんし、まだこれは今回、高校生、定時制の生徒さんということでしたけれども、いきいきサロンとか、今後いろんな意味で、まだ活用が広まっていけるような、働きかけによっては随分これもいいのではないかと思います。わかりました、ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○河村委員

それでは、ちょっと最初に気になったことから質問させていただきます。

学校給食のところで、実は1億9,672万円の給食費のうち、就学援助が4,974万円ということで、率にするとちょっと25%を超えるぐらいの率なんですけど、ちょっと平均よりも随分高目でびっくりしたんですけど、これのちょっと状況を教えてもらっていいですか。

#### ○太田教育総務課長

就学援助の認定率のことと解しまして、お答えをさせていただきます。

就学援助の認定率につきましては、児童生徒の減少とともに、認定率も下がってきておりまして、認定率のことで申しますと、小中学校合わせて、例えば平成25年度では29.46%であったものが、28年度は26.97%に下がっております。29年度につきましては、まだ決算が済んでおりませんが、さらに認定率については下がってくるものというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

全国平均っちゃあなんぼじゃったですかいね。

#### ○太田教育総務課長

就学援助の全国平均ということでございます。

就学援助につきましては、全国の状況が発表されておりました。

#### ○河村委員

手間かかるようでしたらええです。確か、私の記憶じゃったら18%ぐらいじゃったような記憶があるんですが、今、生活保護費の1.3というふうになったんで、ある程度全国平均に近づくと考えていたんですが、意外に乖離していたんでちょっとびっくりして、ある程度の改善が必要なものがあれば、ちょっと改善をしていただいで、1.3でも何かこうあり方が違うんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりのちょっと御努力をお願いをしたいと思います。

それから、もう1点気になったのが、外部コーチで、28人いらっしゃると。宇部では月額、お金を払ってというような御意見があって、うちの場合はボランティアでこうやっていただいでおるわけですが、今は定年になった方で、結構たくさんそういう方が、現役の方にもいらっしゃるんですが、大変な御苦勞はおかけしておるんですが、やっぱりそういう経験のある人、まず一番ですよ。そのスポーツに通じているということになりますから、経験があることが一番であり、なおかつ、2点目には、学校が部活をしていることの意義を理解してもらわにゃいけんということになりますので、そういった人たちの研修会の話、従前からこう何回もしてきたんですが、例えば一番最初に採用するときやる、あるいは2年、3年に1回は必ずそういった研修会をやるという、実施されていればそれで結構なんです、そのあたりのところをちょっと教えていただけますか。

#### ○和田学校教育課長

外部講師、外部指導者についての御質問ですけれども、今年度は28名の外部指導者の方をお願いしております、委員お示しのとおり、ボランティアで協力をしていただいでおります。この外部指導者には、まずそのスポーツの経験が十分あるということが1点目。2点目はやはり、学校教育の中での、教育活動の一環としての部活動ですから、その意義を十分に理解していただいでいる方ということも、教育委員会としては十分理解しています。

その視点で、外部指導者をお願いする際には、校長が面談をして、また、外部指導者の考え等も受けとめて、外部指導者をお願いするかどうかを判断しています。その外部指導者を一堂に会した研修というのは、今までは行っておりません。現在のところ、研修会を開催する予定も、今のところないという状況でございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

従前にも行き過ぎた部活というような中で、勝利至上主義に走ったりするケースは、意外に外部コーチの場合はそういうのがあらわれるんですね。ぜひ学校からのそういった研修をやってほしいということも、随分昔からお話をしておるんですが、それが学校

任せになっているという状況がよく理解できない。

特に、ここ2年ぐらい、今の部活の状況がものすごい変化していますので、そのあたりについてはやってほしいと思いますし、28人もおったら、ある程度そういった人たちのコミュニケーションも大事だと思いますし、私がちょっと推察する中でも、余り経験がなくても、ぐじゅぐじゅ言うような方も見受けられたりするんで、そのあたりのところはやっぱり対処、高所から整理をしていただいたほうがいいかなと、私はそういうふうに思っていますので、通常なら履歴ぐらいはお預かりをして、全体的な研修会というのをぜひやっていただきたいなと思います。意外に徹底しておるようで徹底していないことがたくさんありますので、お願いをしたらと思います。

それから、さっき清水家の話は出たんで、向山文庫の話をちょっとこうさせていただきますと、もうそろそろ建屋が崩れてどうにもならんところまで行っておるんですが、相手ですよ、持ち主と誰が交渉をされておるのか。その持ち主の御意向がどうなのか。もしも、文化財ということになっていますから、取得についての先方の御意向とか、そんなところの確認というのができるのかどうか、ちょっとお示しいただいていいですか。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

これまでのところ、向山文庫及びその周辺の整備について、所有者と連絡をとる中では、所有者のほうから積極的に整備を行う意向が確認できていないという部分がございます。文化財の保護については、現状として大変厳しい状況にあるというのが実情でございます。

#### ○河村委員

そのやりとりは、誰がどのようにして今やっておるのかと、こういう話を聞いたと思うんですが。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化振興係の職員が電話で連絡をとっておるという形でございます。

#### ○河村委員

私、もう随分、半年ぐらい前に、ちょうど、今、塀が崩れている状況なんで、中に入りにできるんですよ。その状況も危険だと思うんですが、離れの納屋というか蔵というか、が、もう屋根が落ちよるんです。聞くところによると、その倉庫というか蔵がその文化財だとかこういう話を聞いて、あら、そんなことをしよったら、もうなくなってしまおうがと。結構、春とか秋とかには、散歩をしたりする、昔でいうカニ族のようなリュックサックをしょってから、御年配の方が結構たくさんいらっしゃるんです。保存等についても、ちょっと本気で取り組んでほしいなと。

地元でそういった保存活動をするような意向をちょっと聞いたりしてますので、そのあたりの話を、生涯学習課長さんがやるならやるように、ちょっとやっていただきたいなと。

もしも、お住いのところへ直接お会いして、どういう御意向を持っておられるのか、よく確認をしていただきたいなと。そうせんにゃ、なくなってからでは、どうしようもないです。今、現行、もうほとんど最後の状況になっていますので、ぜひそういうふうな対応をとっていただきたいと思います。要望にしておきますので、お願いします。

ちょっとすいません。返って申しわけないんですが、さっき学校のブロック塀の話がありまして、きのうじゃったですか、該当する小学校の校長先生が、教育委員会にお話をしたが、点検してもらったが、大丈夫ですと。どうも聞いたら、点検ハンマーで目視をしたというような格好なんです、今回も、いまさっき東荷小学校でブロックが2.2mを超えると、こうやって言われた。2.2mを超えちゃいけないのいね。違法なんよ。すぐに撤去せんにゃいけんわけよ。最終的には素人じゃない人、うちで言えば、そういう建築法とか施行令とか、そんなことが頭に入っちゃる人が最終的な確認をすることが大事なんで、恐らくどこでも起こるんです。わしも当然知らなかった。今のブロック積み高が2.2mを超えちゃ存在しないんです。

例えば、1mの擁壁があって、その上についても、一番下から2.2m。そのあたりのところは、教育委員会の中だけでやられると、どうもやっぱ私はまずいと、こう思うんですが、御意見があれば聞きます。

#### ○太田教育総務課長

ブロックのことについてのお尋ねでございます。撤去する必要があるんじゃないかというような御提言をいただいております。ただ、ここにつきましては、先ほど言いましたように、ブロックづくりの構造物でございまして、単純に一面だけのブロック塀ということではございません。

ただ、委員のほうの御提言もありましたように、それが安全が確保されているのかどうか、あるいは法令等に抵触しているのかどうかというところは判然としない部分もございまして、専門家といえますか、そういった知見がある人の御意見等も聞きながら、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

どうやって当時つくったのかわかりませんが、物の書によると、知事が特に認めた構造物で、要は確認申請があるかないかというような話にもなってくるんで、通常、ブロックついたりするときには、そういうことはないんです。だから、そのあたりは積極的に、もうやりますと、こういう話をせんと前に進まないような気がします。

同じような話で、ちょっともう一点、実は、通学路の交通安全プログラムの話をされました。私も5年ぐらい前に、私の地域で通学路、あるいは地域の安全ということで、関係者、今の国交省や今、県土木や、あるいは警察や学校、地域と一緒にやって連携をして回ったわけではありますが、ある程度の一定の進展があつて、昨年じゃったですか、28年度じゃったと思いますが、再度、同じような形で実施をさせていただきました。そのときに、今のプログラムにできるだけ間に合わそうと思ってお願いをしたわけですが、



結果として、全部を反映できなかつたんです。全部をというのは、どういうふうに、ここに出てきた、教育委員会に上がってきたものが、どういうふうに伝わっていくのかという仕組みの問題になるんです。

たまたまですが、私がおるところのコミセンのところは、実は、道路が少し狭隘なんです。歩道が確保できてない。朝通学するときには、コミセンに車が停まってませんから、子供はコミセンの中を歩いて行くんですけども、帰りは車が停まっていますから、道路を歩いて帰るんです。道路を歩いて帰るから、これはどねえかして駐車場の整理をしたら、子供の歩道が確保できると思うて、いろんなところへ話を持っていったんですが、伝わらないんです、話が。何でと思うたら、いや、そんな話は聞いちゃらんと、こう言うから、それをうまく機能するためには、どういう今、伝達方法かというのをちょっと確認をさせていただきたいんですが。

#### ○和田学校教育課長

光市の通学路交通安全プログラムについての御質問ですけれども、先ほども御説明させていただきましたが、この危険箇所等につきましては、各学校が取りまとめて、市教委に上げていただくという情報伝達の流れになっています。

その上がってきました危険箇所につきましては、国土交通省、山口県、警察、そして光市の首長部局も含めた構成で合同点検会議を行っているところです。

以上でございます。

#### ○河村委員

とすると、通学路の安全については、警察も、それから市も入っているということは、通じんはずがない。市長部局でいえば、じゃ、交通安全と建設部が担当というふうに解釈を例えばすると、今、市民部の関係には伝達がどこまで行くんかと。要は、同じ市民部の中でも交通安全には行ったが、ほかのところには行ってないんです。そのあたりの対応を、ちょっと積極的に対応する、あるいは結果をどう求めるか。教育委員会として、1年後にその結果をどういうふうに求めるかという作業をやりませんか。要するに、安全の確認をできたかどうか。そういう確認作業を、その後、できるような体制づくりが要るんだと思うんですが、どんなですか。

#### ○和田学校教育課長

委員指摘のとおり、危険箇所が上がってまいります。その合同点検会議において、協議をし、どこが担当になるかというのも明確に確認します。その後の対応について、報告を市教委が受けます。その対応の状況について、学校教育課の担当者が直接現地に出向き、確認を行っています。それに対応済みということも確認し、数が上がってきているということです。

以上でございます。

#### ○河村委員

わかりました。

それでは、私が言うた、今のコミセン、光井コミセンのところの、要は通学路は何でできんのです。

○和田学校教育課長

個別の事案の理由について、今手持ちがございませんので、この場でお答えすることできませんけれども、今年度も合同点検会議が予定されていますので、また、そこで協議ができればと思っています。

○河村委員

わかりました。

そうすると、あなたのところに上がってきた中で、全部ができたということじゃなくて、できなかったという報告があるわけですね。それはどの程度のできなかったという報告があるんですか。

○和田学校教育課長

5月時点での数ですけれども、現在、今まで上がってきた危険箇所のうち19カ所ほど、まだ対応ができてない状況にあります。今、対応済みが143で、現在のところ88%の危険箇所については対応できているところですが、未対応の19件につきましては、さまざまな条件もございます。例えば都市整備計画や、県の道路整備計画等の兼ね合いもございますので、すぐに対応できるものとできないもの等ありますから、そのあたり、また、合同点検会議で協議を進めさせていただけたらと思っています。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。御苦勞がよく理解できましたが、私が今指摘しているところは、実は市有地なんです。市の土地なんです。そこができんことがどうも理解に苦しんで、市のほうも積極的に対応をしていただいで、子供の安全確保を図ってほしいなど。

ちょうど3時半から今の5時ぐらいまで、子供が五月雨的に帰ってくるわけですが、中には、車が入ってきて、すれ違うときには本当危ないんです、見ちよるだけでも。ぜひ部長さんもおってじゃから、対応をすぐしていただけるとは思いますが、お願いをしておきたいと思います。

それから、文化振興財団について、本会議のときにちょっとお尋ねをしました。もうちょっと掘り下げてお話をさせてください。事業報告の中で、新電力の導入により、経費節減に努めるなど、効果的かつ効率的な文化行政の推進に努めました。新電力の導入と効果的、効率的な文化行政の推進がどうつながるんか理解できないという話もしたんですが。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○河村委員

文化振興財団の事業報告について、新電力の導入により効果的かつ効率的な文化行政の推進と、こういうふうにつながらんのかなんか。新電力以外で効果的な、効率的な文化行政の推進に何か努めたことがあるのかなというふうにお尋ねしようと思うんですが、なかなか御新任で、今、勉強中という話もありましたので、多少は考慮させていただきますが、理事とか評議員を、恐らくこの5年の間に、人数から含めて、変更されたんだと思うんですが、ちょっとそれ、昔のことでわからないんですが、理由等があれば教えてもらってもいいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

役員の変更等につきましては、詳細な理由は把握しておりませんので、それは御了解いただけたらと思います。

○河村委員

今から、さっきの話でいけば、7月には新しい指定管理についてのいろいろな話をするという話でした。下手をすると、もう9月議会には、新しい契約議案が上がってくるやもしれないという話の中で、この理事体制、評議員体制について、今、ちょうど5年前の契約時の資料を持っておるんですが、結構、変更があるんです。それは、恐らく行政の延長線上だと、こういう話の中で、恐らく過ごしてきたんだろうと、こう思われるんですが、一番ちょっとお願いをしておきたいのは、市民ホールの指定管理の中で、施設設備の稼働率をアップさせることを主要かつ最大の目的として設定し、問題点の把握や改善点の抽出等を行い、目標達成を着実に図ると、こうあるんですが、今の体制で、こういうことが本当にできるのかなど。収支についての見込みもあるんですね、今度、点数表示の中では。その中で、今、文化協会がやってるいろんな催し、あるいは文化を高める会がやってる催し、使用料については無料だと思うんです。片一方じゃ、こういう言葉は表へ出ていきますが、実際にはどれだけのことをどうやったって、今、恐らく10月、11月の1年を通して一番いいシーズンを、そういったところで利用されると、稼働率のアップとか、あるいはお金の収支について、達成することそのものが理解ができない状態が起きていると私には思えるんです。

もう9月の議会じゃ手遅れかもしれないんで、ちょっとそのあたりのところは、生涯学習課長さん、しっかり早目に理解を深めていただいて、問題点の整理をしていただけたらと思います。

特に、今の発電やなんかをやり変えることで利益が出たと。その利益処分の問題を含めて、リスク分担については詳細にわたって契約をすること。今までのようなリスク分担表ではなくて、もっと細かいリスク分担表を作成して、あまり何かがあったときということが起こらないような状況をぜひつくっていただきたい。お願いします。

それから、今の文高の話を前回も結構熱くやったんですが、要は、自分のところの会則といいますか、変更して、もう料金設定が自由、あるいは全部が自由にセッティング

できるようになったんです。もうそろそろ文化を高める会そのものが一定の目標を達成したんじゃないかと、こういうふうにも思えるわけです。

そのあたりのところはしっかりやってほしいなと思うのと同時に、これは文化振興財団の報告第6号の中に、11ページに、関係者がおると申しわけないとは思いますが、昨年もこれ言うたんです。独演会というのがあるって、入場者103人。9月21日ですから、クーラーを使ったかどうか知りません。こういうときの収支の赤字についてはどのように考えるんじゃないか。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化の中には、どうしても集客力が低いものではありますが、一定の機会を提供したいような分野のものもございます。ただ、収益のみでいう形の判断はしたくはありませんが、それぞれの行事が相補うという部分で、少なくとも年間をトータルすれば、収支が均衡できるような形で、貴重な芸能文化についてもステージを開催するというのは理解できる部分もあります。しかし、やはり収支の部分については、ある程度のレベルまではもっていかないと、確かにこの103人というのはホールの規模からしますと、非常に少ない入場者数でございますので、その辺については、今後、改善していかなくちゃいけない部分だと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

民間でできないこと、当然あります。伝統芸能で民間ではできない。だから、必要だからというのは当然ある。特に、子供には見せたい、そういう思いも当然ありますので、それをとやかく言うんじゃないんですが、同じようなケースが民間でもある。なおかつ、それをここでやらんにやいけんかと、こういう話に。誰かがその話をせんにや、ここで議論しよることそのものが届かない、当事者に対して。あえてその話をするんです。余りにも大きな穴をあけるようなケースの場合に、要は、その主催者が自己負担をする、そういうような考え方ができないのかどうか。あるいは、そのための努力をどういうふうにするのかどうか。その辺についてはどう考えちゃってですか。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

市民ホールの事業については、大部分を文化を高める会の事業として展開しておる中で、やはり委員さんおっしゃられるような費用対効果の部分も含めて、精査していかなくちゃいけない部分はあると判断しております。

以上でございます。

#### ○河村委員

じゃから、要は、昨年だったですか、今、会則が変わることで、全てその会の中で、理事会で、評議員会で整理ができるようになったわけです。そうすると、そういった意見を誰が話をするのかと。役所の中からもその理事に入ってますから、そういう人が言

うてあげんにやいけんのです。そのあたりについて、しっかり担当が理解をして、そういう話があったということも伝えていただかなければ、ずっと改善ができない。そういう状態が続くというふうに私には捉えられますので、そのあたりについても要望しておきますから、対応していただいたらと思います。

もう一点は、さっき話をしました。29年度の要は新電力の差額の金額が、見込みでは両方とも500万ずつと、こういう話やったんですが、380万と390万円になった。この見込みの差というのは何じゃったんですか。それぞれに答えてもろうてもええですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

気候的な、特に、冬が寒かったというのが一番大きな要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○村崎体育課長

申しわけございませんが、その詳しい内容については精査はできてないんですが、例えばイベントの関係とか、体育館の使用状況、そういったところでも出てくるのではなかったかと思えます。申しわけありません。

以上です。

○河村委員

お願いをしておきますが、今度また新しい契約ということになるんで、そんなことも全部含めて、手続きに入っていただけたらと思います。他にもう該当する人がおらんから、ずっと慣れ合いで行ってしまうんで、慣れ合いでいいとこと、慣れ合いしちゃいけないところというのをやっぱり分別をきちっとつけていただいて、これからの仕事に向き合っていただけたらと思います。

以上で終わります。

○田中委員

きょう何か午前中から言われていたブロックづくりの構造物について、少し確認をさせていただけたらと思うんですが、まず、市内に2カ所、気になるところがあるという御報告をいただいたんですが、それに関して、どういう対処をされているのか。今はもうそのまま使われているのか、それとも使用禁止にして、近寄らないようにされているのかを教えていただけたらと思います。

○太田教育総務課長

お答えいたしましたブロックについては、ブロック塀ではなく、ブロック造の構造物でありまして、ただいま確認をしておりますけども、建築確認がされているのではないかと聞いております。

構造物は強固といたしますか、耐性といたしますか、耐力があるものと理解しております

けども、やはり、こうした構造物も含め、安全対策については再度考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○田中委員

2.2m超えだと届け出ですか、要るというような話にも聞いてはおるんですけど、届け出されてれば、もちろん鉄筋も構造も確認して建てられているからオーケーということになると思うんですけど、先ほど来から、鉄筋が入ってるかどうかわからないとかいうお話もあって、確認してみますという話もあって、だとしたら、まず近寄らないように使用禁止にして、その確認を急ぐべきだと私は思うんですけど、結局、先ほどちょっと答えなかったんですけど、今も使われているという、何の対処もせず、そのまま使われているという理解でよろしいですか。

○太田教育総務課長

先ほど御答弁申し上げましたように、建築確認がされているものであれば、一定の耐性であったりとか、強固なものであると理解をしておりますので、今現在において、そういった使用禁止にするのか、あるいは立ち入らないようにするのかということについては、現在、行っておりませんが、今、委員から御提言がありましたので、そのあたりも含めて、再度、考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○太田教育総務課長

先ほど来から、2カ所についての安全性の御質問をいただいております。これにつきましては、先ほども建築確認のほうがされているようだというので、これらについては安全なものだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。それじゃ、午前の答弁というか、昼の段階で確認してオーケーだったという理解でいいんでしょうか。それとも、午前の話と違ってくるんですが、そのあたりの整合性は説明いただけたらと思います。

○太田教育総務課長

午前中の質問を受けて、休憩中にそのあたりの建築確認の有無を調べて、ただいまの御答弁でございます。

以上でございます。

○田中委員

安全性が確認できたということで理解しました。ありがとうございます。

すいません。ちょっと質問のほうに入らせていただけたらと思うんですが、まず、学校施設の安全性、快適性ということでお尋ねしたいと思うんですが、トイレの改修工事について、これも市長公約で力を入れて取り組んでいくというお話でお聞きはしているんですが、その見通しについて、そしてまた、いつ終了予定というものがあればお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

学校施設につきましては、洋式化を含むトイレ改修を重点課題といたしまして、早急に取り組むこととしておりまして、平成29年度に島田小、浅江小学校、島田中学校、室積中学校の4校の設計を行いまして、本年度、これらの学校について工事を実施することとしております。

また、本年度は光井小学校、三井小学校、周防小学校、室積小学校、光井中学校の5校、これらの学校の設計を行うこととしておりまして、来年度以降も引き続きトイレの改修につきましては進めてまいりたいとしております。

当面の目標といたしまして、児童生徒が洋式トイレを使用したいときに、校舎のどこかで洋式トイレを使用できる、そうしたことを当面の目標として進めてまいりたいと思っておりますが、昨年度策定しました教育振興基本計画におきまして、平成33年度末には45%という数値目標を設定しておりますので、まずはこの数値目標をクリアしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。平成33年度45%という目標を持って計画的に取り組んでいるということで理解しました。

一般質問のほうとか、今までもちょっとお話があって、エアコン施設についてお尋ねしたいと思うんですが、各教室の環境調査ということで測定を行っているというお話があったんですが、学校内でも一番最上階と1階、また、棟によっては風の抜け方が違って、教室ごとの環境格差というものが結構あるのではないかと思うんですが、そのあたりの調査を行っているのか。また、どのように認識されているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

教室の温度等についての御質問でございます。教室の温度等につきましては、一般質問でも御答弁申し上げましたように、文部科学省の学校環境衛生管理マニュアル、これに基づきまして、定期的な実施をしております、各学校において、本マニュアルに沿った管理をしております。

お尋ねの温度差につきましては、今、手元に具体的にお示しする資料がございません

けども、委員御指摘のとおり、1階や3階、あるいは複数棟があるところについては、その棟によって温度の差はあるものと考えております。

以上でございます。

○田中委員

それと、もう一つちょっとお聞きしてみるんですが、エアコンが必要かどうか、そして、導入できるかどうかという部分で、判断材料をするのに、エアコンの導入したときにどれぐらいお金がかかるかという試算はされたことがあるのかをお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

エアコンの設置に関しましては、設置するエアコンの種類、例えば据え置き型であったり、壁への設置型、あるいは天井へのはめ込み型にするのか、そうしたことによって大きく変動いたしますし、さらに、将来を見込んで、どの教室に設置していくかなどの課題等もありまして、具体的な方向性を見出してないため、現在、そういった試算についてはできていないという状況にあります。

以上でございます。

○田中委員

課題も含めて、やっぱり金額もそうなんですけど、導入できるものかできないものか、必要なものかどうかというのをやっぱり調査してみないと、将来に向かって取り組めないと思いますので、確かに試算もリースにするのか、直接工事式にするのか、ガス方式にするのかという、他市の事例見ても、大分金額も違ったり、また、お金も国の予算が使えるかどうかというところもあるみたいなので、ぜひこれ、何教室ぐらい取りつけない教室があるのかもわからないですけど、ちょっと、それ聞いてみてもいいですか。普通教室の数、対象となる普通教室の数はどれぐらいあるのかをお聞かせいただいてもいいですか。

○太田教育総務課長

平成29年度の数で申しわけございませんが、普通教室は190室であったと記憶しております。

○田中委員

190室となると、多分、他市の状況を見ると結構な金額が要るんだろうなという、ちょっと感じを受けましたが、どちらにしても、先ほどの各教室のそれぞれの環境の格差とか、年間を通しての温度調査というものは、年間通してやってみないとわからないと思いますので、各教室に温湿度計をつけて、毎日生徒に記入していただくだけでも、多分、その辺は調査はできると思いますので、まずもって必要かどうか。そして、お金がどれぐらいかかるかというのを調査していただけたらと思いますので、よろしくお願



したいと思います。

そして、次に、光市立学校の将来のあり方について、3月に策定されまして、概要版をつくって、各学校運営協議会に説明をしてまわりたいというお話でお聞きしておりますが、その進捗状況について、また、反応についてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○太田教育総務課長

昨年3月末に策定いたしました「光市立学校の将来のあり方に係る基本構想」の理解と周知を図るため、本年度は、教職員はもちろんのこと、まずは、学校に深くかかわりのある学校運営協議会におきまして、基本構想の説明を行っております。4月から5月にかけて、市内全16校全ての学校運営協議会に説明をすることとし、小中合同開催が2カ所ございましたので、14カ所において説明を行っております。

委員御質問の反応ということでございますけども、事務局からの説明の後、質疑応答の時間を設けておりましたけども、質疑はほとんどないという状況でございましたけども、その中から御質問等を御紹介いたしますと、32年度から全ての小中学校において一貫教育がスタートするのか。外見は変わらないが、中身が変わることなのか。また、小中連携を進め、一貫教育を行うとのことであるが、ぜひ良い教育を進めてほしいなどの御意見や御質問をいただいております。

また、今後につきましては、既に先週から行っておりますけども、各学校のPTAの会議におきまして、保護者に対しての説明を、これは7月中旬ごろまでには行う予定としております。

以上でございます。

#### ○田中委員

わかりました。まず、第1段階として、学校運営協議会にお話を聞いて、第2段階で今、7月中旬ごろまでにお話を聞いていくというお話がありました。地域の声、また、保護者の声などを聞きながら進めていきたいというお話でお伺いをしているんですが、このあり方についてのときは検討会議を開いて協議をしながら行ってきたんですが、今からお聞きしていく声を聞きながら、進め方に反映させていくんだと思うんですが、そのあたりの声を受けて、どのように取り組んでいくかという協議をする場というのは、どこかあるんでしょうか。

#### ○太田教育総務課長

今現在、学校運営協議会の説明を終えて、次のステップとなるPTAについて説明に入っております。

先ほど申し上げましたように、学校運営協議会の中では、特に大きな意見は出ておりません。これからPTAの説明となりますので、そこでは保護者等の意見が聞けるのではないかなと思っております。

その後のことについては決定しているわけではございませんが、やはり地域というか、コミュニティのほうにも説明が必要なかなと思っております。

そこで出ました意見や御意見を整理した上で、それをどういうふうに反映させていくのか、それを会議体のようなものに諮るのかどうかというのは、そういった御意見をお聞きした上で考えたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

コミュニティのほうにも聞いていきたいというようなお話もありましたが、さまざまな意見をお聞きしながら、やっぱりそれでいかに合意を得て、声を反映させた取り組みを行っていくかというところが大事だと思いますので、ちょっと今からというお話がありましたけど、なるべくなら意見を受けて、開かれたというか、協議会のようなものなのか、何なのかわかりませんが、出てきた計画を示すのではなくて、その前の段階から公開されたような中で取り組んでいただけたらと思いますので、ここは、これからのことなのでよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、家庭教育の支援と学校、家庭、地域との連携強化ということで、今年度、家庭教育支援チーム、3校区で行うというお話が予算のほうでもありましたが、この取り組みの現状についてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

家庭教育支援チームでございますが、平成29年度に、モデル事業として島田小学校に設置いたしました。事業の中で、学校における行事のすき間等を利用して、学校に負担が余りかからないような形で、子育てサロンを開きました。これは保護者のネットワーク化の促進とか、悩みを相談したり、悩みを共有したりできる場としてのサロンであり、また、就学時の健康診断の機会を捉えて、子育て講演会なども行ったところでございます。

そのモデル事業を受けて、平成30年度については、島田小学校が正式設置、2つ目として岩田小学校も設置、近々、室積小学校、3校目を設置する予定となっております。

以上でございます。

#### ○田中委員

島田をモデル、去年モデルにして、ことし3カ所取り組む予定で、たしか島田、岩田、室積だったと。これ、今後も各地域に広げていくという取り組みだとは思いますが、こういったところで、先ほど、保護者のネットワークとかいう部分もありましたけど、人材発掘とか、そういった方の活躍の場づくりというものにもつながっていくし、つながっていけたらなとは思いますが、各地区地区で今は取り組んでいらっしゃる中で、広げていくと、やっぱり地域格差、校区の広さも違いますし、どれだけ人が住んでいるかということも違うと思いますので、地域格差が出てくるとちょっと望ましくないなと思うんですが、そういった部分で、先行して取り組んでいるところの活躍されている方で、ほかの校区でも手伝ってもいいよとか、活躍してくれそうな人材というものは、何か人材バンクのようなものをつくって登録すると、後の広がりにつながっていくのではない

のかなと思うんですが、その辺に関してはいかがお考えかをお聞かせください。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

チームのメンバーとしましては、これまでの実績で申し上げますと、元教員とか、幼保との連携を含めて、幼稚園の園長先生とか、コミュニティスクールで関係を持っておられる方々とか、家庭教育アドバイザーなどの地域の人材を生かしてチームを編成しております。そのチームの中には、校区以外にお住いの方もメンバーに入っておられるというような、特に家庭教育アドバイザーなんかは、有資格者が少のうございますので、そういう側面はあります。

それぞれの地域の特色を生かしたチーム編成ができればというのが1点と、そういう中で、市内全域の人材を生かすという側面と、両方がうまくバランスをとれていたらなどは考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。所管は違いますが、生涯学習とかボランティアバンク、これは社協のほうにある、そういったものもありますので、何かそういったところに人材登録もしていただきながら、また連携ができると、ちょっと場は変わってくるのかもしれませんが、この場だけでも、何かほかの場でも、確かに資格者で少ない方とかもいらっしゃいます。そういった方たちが活躍できる連携と場づくりに引き続き取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○河村委員

市民ホールの西側のらせん階段の件ですが、従前にも何か御意見があったんですが、今、コミセンのほうでインターフォンを設置して、もし御要望がありや、抱えますよという話までしておるんですが、何が原因でつかんのかというのをもう一度確認をさせていただきたいんですが。従前にも、あそこへ予算がついたようなときもあったと思うんですが、究極の原因っちゅうのは何なんですか。（「所管は」と呼ぶ者あり）市民ホール。コミセンじゃないんで、あれは市民ホールじゃから。建屋は市民ホール。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

申しわけないですが、詳細な経緯を把握しておりませんので、ちょっとお答えしかねます。

○河村委員

詳細じゃのうてもええんじゃけどね。ちょっと答えられる範囲内で。

一時には設計士さんが著名な設計士をお願いしてたということで、設計変更は認めないという話があったんですが、何が最終的な結論じゃったのか。2回ぐらい予算ついた

んよ、過去ね。

#### ○森重副市長

今、河村委員から、根本的な原因は何なのかということですが、高齢者が安心して、コミュニティセンターや市民ホールの会議室を使っていただくためには、やはり、エレベーターしかないと思います。

エレベーターを設置することが、手早いやり方だとは思いますが、御案内のとおり、もう施設も老朽化をしておりますし、あとは財源的に可能か否かということ、現在、検討していませんので、改めて、地域の方々を含めて、御意見を聞く、また、コミュニティセンターを所管する市民部、また、市民ホールを所管する教育委員会とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

#### ○河村委員

お願いをしたいと思います。昔、地域づくりをつくったときも、それから光井の公民館をつくったときも、エレベーターを後からつける、そういう話があったんだけど、後からつけるというのはうそなんじゃないね。だから、やっぱりこういう話がぼっと出たときには、ちゃんと整理をしかんにゃいけんのと、こう思うようになったんで、コミセンでと、こういう話じゃなくて、施設そのものは、同じ部屋でも市民ホールが使うたり、コミセンが使うたりするんで、使い方ちゅうのはすごいまちまちですが、市民ホールが使うたらお金が要るんじゃないけえ。コミセンじゃったら無料だけど、市民ホールじゃったらお金が要るんじゃないから、そのためには、それなりの使いやすい整備ちゅうのはもう絶対なんで、恐らく9月の補正予算で上がるかもわかりませんので、お願いしたいと思います。

終わります。

#### ○中本委員

実は、アウトドアスポーツ、光市は非常に盛んであるということで、昭和60年代は両企業が、あるいは野球、あるいはバレー、さまざまなスポーツが盛んでありまして、過去、いろんな優秀選手を光市が輩出をしております。

したがって、だんだん人口減少、少子化になって、スポーツ少年団も、より活発ではありますが、スポーツ少年のほうもスポーツが多様化になって、非常に厳しい状況であるのは事実ではありますが、非常に熱心なスポーツ少年団がたくさんあります。

社会人野球を含めて、県の大会を光市が受けようというようなことがずっと毎年ありました。実際は、光市で大会ができない。下松を会場にお願いして、下松で会場を開催しているのが現状であります。施設の不備を含めて、所管がいろんな努力をされておりますことはよくわかっております。そういう大会が、光市が引き受け、光市でできるような方法はないかというふうな思いがいつもしております。

現場では、その辺の把握はしっかりしておられるというふうに認識をしております。両企業の施設も借りれない。お願いに行きましたが難しい。そんな状況でありますので、

今後、そういう大会を引き受けるに当たって、今の施設でどうしたらできるのかということを含めて、また、相談もしたいし、ぜひ協力してほしいなというような、そういう実態でありますので、そういう実態をお話ししながら、今後のいろんな要望にしておきますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

#### ○河村委員

もう一点要望させてもらおう。

スポーツ公園、50年経過したわけです。ある意味で、当初の目標、目的は達成したのかもわかりませんが、いまさっき、今、中本議員言うちゃったように、例えばテニスコートで言うたら、もうちょっと裏の空き地を利用すれば、近郊大会が開けるぐらいのスペースは十分確保できるわけです。お金もそんなにかからん状況じゃから、そのようなものを1回、スポーツ公園の今後のあり方についてのもう一回検討会議みたいなものを持ってほしい。アスレチックが当初はきちっとできておったものが、もう最近はグラウンドゴルフに変わったりする中で、本当、実態はよくない、現状が。まだまだ子供が遊んだりするのにスペースがきちっとあるんで、どういうものが望まれるのかというような検討会議をぜひ持っていただいて、一定の結論を出してほしいなあと。お願いです。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第44号 平成30年度光市一般会計補正予算（第1号）（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他（所管事務調査）

質 疑

#### ○田邊委員

こんにちは。何点かお聞きしたいことがあるんでよろしく申し上げます。

情報通信の問題ですが、自治体クラウドです。第4次産業革命、いわゆるI o T、ビ

ッグデータ、人工知能、これをトップに掲げております。官民戦略プロジェクト10となるものがありますが、地方自治体の業務改革の重要な柱の一つとされる自治体クラウド、これの導入、本市の状況をお聞きします。

平成30年4月1日現在の基幹系システムを詳しく教えてもらいたいのですが、よろしくお願ひします。

○邊見行政改革・情報推進課長

本市の共同利用型システムにおきましては、現在、対象業務で30業務ほどありまして、住民基本台帳、印鑑登録、証明書コンビニ交付、選挙人名簿、固定資産税、個人住民税、法人住民税等の税の関係業務、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、重度身障者医療、後期高齢者医療、介護保険、地域包括ケア、児童手当、子ども子育て支援、乳幼児医療、ひとり親医療、その他福祉の事務、それから就学、児童扶養手当、住登外管理、墓籍管理、公営住宅等の業務、30業務を行っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。30年の2月から始めたというのは、僕も理解しておりますが、30業務、クラウドで今、基幹業務の情報関係のシステムを行っているということなんですけど、このクラウドのサービス提供者、また保有、こういったものの管理するハードウェア、これのデータの所在地はお答えられるんでしょうか、よろしくお願ひします。

○邊見行政改革・情報推進課長

共同利用型システムにつきましては、本庁以外の場所にデータとシステム用のサーバを置いておりますが、その場所につきましては、セキュリティの関係で非公開としております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。本庁以外のことは答えられないということが、決まり事みたいになっておるということでは、わかりました。

そういったこういった、自治体クラウド、当該情報システムを構成するハードウェア等の更新、入れ替え、またソフトウェアの契約の更新などは、こういった形になっておるのか教えてください。

○邊見行政改革・情報推進課長

現在の契約につきましては、平成30年2月から平成40年3月までの10年間の契約期間としております。その間につきましては、基本的には、毎年度使用料を払うような形で整備をしております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。10年契約ということで理解できました。

この管理するハードウェア、データセンターがシステムダウン、またもしくは停止した場合の対応などは、こういった形で対応するのでしょうか、そのあたりを教えてください。

○邊見行政改革・情報推進課長

データセンターにつきましては、基本的には耐震性のあるところに置いておりますので、堅牢な施設ではございますが、万が一、そこの通信ネットワークが途切れた場合につきましては、本庁内に設置しております回線障害サーバというものを活用して、そちらに切りかえて業務を継続する予定にしております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。切りかえて業務をする場合は、バックアップとか、そういったものはとったりするのでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

バックアップにつきましては、回線障害サーバのほうには、通常であれば、通常クラウドシステムのデータのバックアップを随時、数分のタイムラグはあるんですが、行っておりまして、クラウドシステムから回線障害サーバのほうへのデータの更新を行っております。通信が止まった場合に回線障害サーバで行った事務については、また、クラウドシステムのほうにデータを移動するようなことが必要になってまいります。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。そのあたりのところは余り問題ないということですね。

近年、サイバー攻撃など、これに対する実践的な演習を通じた人材育成、こういったものが、自治体担当者にも参加しているというのを聞いております。

光市においては、そういった人材育成、また自治体担当者の参加、こういったものの予定があるのでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

サイバー関係の件につきましては、情報担当職員を1名程度派遣している実績がありますし、機会を捉えて参加するようにはしております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。クラウドについては詳しくわかりました。

成長戦略の実現に傾斜しているところですが、情報通信環境が市民にとって、安心安全、安価、市民の利便性を確保することを、重視することを要望しておきます。

続いて、普通交付税における質問です。

普通交付税におけるトップランナー方式というのが、平成28年度に導入されたとお聞きしますが、このトップランナー、これはどのような制度か、簡単に御説明をお願いします。

#### ○山岡財政課長

委員よりトップランナー方式についての御質問をいただきました。

トップランナー方式とは、普通交付税になるんですが、普通交付税の基準財政需要額の算定基礎となる単位費用というものがございます。こちらにアウトソーシング、民間委託等、合理化が進んだ自治体の経費水準、すなわち先進自治体の経費水準を反映させる方式です。

委員仰せのように、平成28年度に導入されました。例えば、学校用務員事務、道路の維持補修に関する経費、庁舎の清掃、学校給食調理等、16業務が単位費用の見直しの対象となり、平成29年度には新たに、青少年教育施設管理、公立大学運営の2業務が追加されたというものでございます。

以上でございます。

#### ○田邊委員

トップランナー方式わかりました。トップランナー方式が導入されることにより、光市にはどのような影響が考えられますか。

#### ○山岡財政課長

先ほど申し上げましたとおり、単位費用のほうの経費水準を見直すこととなりますので、単位費用自体が減額という形になります。そうすることによって、基準財政需要額がマイナスという形になります。これは基準財政需要額の算定方式が単位費用に測定単位、補正係数というものを掛けて計算されることによっております。

このため、業務改革の進捗により、実際の歳出が減少していなければ、普通交付税による財源保障がされていないというような経費が発生することが考えられます。

以上でございます。

#### ○田邊委員

このトップランナー方式についての要望として、最後にございますが、普通交付税のトップランナー方式、この導入目的はアウトソーシング等の、外部民間の企業が入り込むという形で、行政改革が標準的な地方公共団体より進んでいない団体のさらなる努力を促す側面を持っていると聞いております。

光市においても、いわゆるアウトソーシングを導入する場合については、窓口業務な



どが、今考えられるんですけど、そういったトップランナー方式に影響されることなく、正職員の削減や、市民サービスの低下を招かぬよう、真摯な議論をお願いしたいということをご提言して終わります。

以上です。

#### ○仲山委員

こんにちは、お願いします。シティプロモーション推進室の仕事について、何点かお伺いしたいと思います。

シティプロモーション推進室という名前もしっかりつきまして、仕事内容が、うちのまちのことをよそにしっかりと知らせていくというか、そういうことが明確になったんだと理解しております。

ことし1月には、確か地域おこし協力隊のために、移住定住フェアに出展をされたかと思えます。そのときなんかの状況が、テレビで一部ちょっと見たりもしたこともあるんですけど、インターネットかな、人がわいわいと歩いて行ってブースをめぐっていらしゃたり、そこで相談しているような様子なんかが出ておりました。

私も移住を考えて、そんなにあのころはそういう大きなイベントもなかったんですけども、あったとすれば、多分行っていたんだらうなと思えます。

そういうときに、やはり事前にそのまちのことを少しでも知っているというところには、やっぱり寄りやすいと思うんです。そこで、そういう状況というのは、恐らく今でも移住を考えている、あるいは地方で暮らしてみたいと考える人たちにとっては、やはり情報が前もって入っているということは、大変重要なことだと思うんです。

そこで物を言うのが、情報に触れる機会、今やはり触れる機会としては、圧倒的にと言っていいかどうかわかりませんが、インターネットでの情報入手ということが、かなり多いのではないかなと思うんです。そういうことを考えていきますと、触れる機会をふやすということに、主眼を置いてというか、考えたときに、これからシティプロモーション推進室のほうで、インターネットを通じての発信ということに関して、どのように考えていらっしゃるかというようなことをご伺いしたいと思います。

#### ○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

移住定住者を確保するための情報発信のあり方というような観点でお尋ねだろうと思えます。

委員仰せのように、移住フェア、移住セミナー、こういったものに本市も参加をしておりまして、昨年度は、東京都内で移住相談の場を3回設けさせていただきました。ふるさと光の会と連携して、7月に実施をした市独自の移住相談会、あるいは県が7月と12月に開催した移住フェア、移住セミナーへの参加、こういったものに参加をしたところでございます。

情報発信ということで、例えば、7月23日に県がイベント形式で実施した、やまぐち暮らしフェアについては、県が大変に宣伝に力を入れられたというようなこともあって、7,000の方が来場されました。そのうち19市町の相談ブースには、実際176の方が

来られたというふうにお伺いしています。

7月1日に光市が独自で開催した移住相談会については、インターネットももちろんでございますけれども、それ以外にも、ふるさと光の会のネットワークとか、東京23区の窓口利用、県の協力、こういったものを組み合わせまして、その結果8人の方がお申し込みをいただいたところでございます。

委員さんから、インターネットの重要性ということも、今御指摘をいただきましたけれども、こういう移住相談に取り組んだ実感としては、確かに、インターネットも含めて、いろんな方法でPRを行うことは非常に重要な要素だと感じております。

ただ、一方で、やっぱり限られた予算、人員体制の中でできることにも、おのずとその辺りもあろうかと思っています。そうしたことから、やはりPRの成果というのを最大限に生かすためには、せっかく見つけた方、せっかくブースに来ていただいた方、こういった方とのつながりをしっかりと保っていく、一方ではこういったことにも力を入れていく必要があるのかなと思っています。

ですから、委員御提言のように、インターネットを中心にいろんな方法を駆使しながら、プロモーション活動、情報発信を行っていきたいというふうに考えておりますけれども、あわせてこうした取り組みを通じて得られたつながりというの、しっかり守っていきなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。確かにおっしゃったとおり、これまでの質問の中でも、そういったつながった人がまた次のときに来てくださった云々、いろんな話がありました。そのあたりしっかり大事にしていくということは、大変大事なことだと思います。

ただ、まず会って話をしたりする前の話としては、とにかく光というまちは、どういうまちなのか、こんなまちなんだというのを、少しでも知っているということが、やはり親しみが、話をしてみようかなというきっかけにもなると思います。

今、移住関係、移住者の人たちがよく見る、公的な、あるいは半公的な移住ナビゲーションサイトとでもいうんでしょうか、そういったサイトもあります。それから、あとは民間のほうも含めてですけども、いわゆるローカルメディアと呼ばれているような、地域の情報を発信するようなタイプのサイトが結構見られているようです。

全国のあちこちの情報を載せているタイプの情報サイトもあれば、地域限定というのもあります。光市独自の情報発信というのはもちろん大事だと思いますし、やっていくのは大事なことだと思いますけれども、比較的大勢の人が見るのは、やはりあちこちの情報が見れるサイトをよく見てらっしゃるように思います。

そんな中で、ちょっとこれは私も、これ今回質問するに際して、ざっと全国移住ナビであるとか、あるいは移住ナビですが、ジョインがやっているニッポン移住・交流ナビといったような、そういうサイトを見てみました。

全国移住ナビというところに光市のところしっかり上がっておりまして、プロモーションビデオというか、映像も見れました。ただ、ことし1月に参加した移住交流フェア

なんかをやっているジョインのほうの、ニッポン移住・交流ナビのほうは、光市のページはあるんですけども、何も情報が上がっていないという寂しい状態でした。

そういったような比較的ポピュラーなところには、何らかの形でこのまちのよさだとか、いろんなことをちょこまかと載せて、小まめといわなくて、毎日とはいいませんけれども、情報がちょこちょこ上がっていて、このまちの情報が目にとまるというような状況をつくってしておく、そういう、先ほど実際に会うというときに、それが効いてくると思いますので、ぜひとも取り組んでいってほしいと思います。

また、そういうところに載せるときの、どれくらい市のほうがコントロールできるのかわからないんですけども、やはり見た目、すきっとわかりやすく、きれいにできていて、魅力的に見えていると、そうでないという意見あります。できれば、印象よくしたいので、そのあたり、場合によっては、しっかりとデザイナー何なりを経て、好印象のものをつくることもやってもいいんじゃないかというふうにも思います。コメント願えればと思います。

ありがとうございました。

#### ○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

移住に関するホームページ、確かにいろいろございまして、かなり国においても、省庁別につくられたり、また民間の団体でも、さまざまな団体がつくられたりしております。確かに手が回らない部分も正直いってあるわけですが、委員さん仰せのように、主なところには、そういった情報を載せるということは確かに必要だと思いますので、このあたりは少し工夫をしていければというふうに思っています。

見た目のあたりは、職員が、これは努力をしている部分でございまして、どれくらい御期待に応えるかは分かりませんが、そのあたりにも、留意していければと思っています。

以上です。

#### ○森重委員

ちょっと今回の一般質問のときに、市立総合病院跡地の問題に関して、サウンディング型市場調査という言葉が出ました。それで、病院局は跡地の活用云々について、そういうサウンディング型市場調査も前向きに検討していきたいというふうな御答弁がありました。

そこで、このサウンディング型市場調査に関する企画、こちらの政策企画部の御認識と、また今後の活用について、何かお考え等ございましたらお願いしたいと思います。

#### ○小田政策企画部長

部に対するお尋ねだろうというふうに思いますので、私のほうから答えさせていただきます。

御承知のとおり、平成29年の3月に公共施設等の総合管理計画を策定しておるわけですが、その中の基本方針といたしまして、施設跡地等の活用方法検討にお

けるサウンディング型市場調査等の手法については、必要に応じて積極的に適用を検討しますというふうに、基本方針の中に定めております。

これに従いまして対応してまいりたいというふうには思っておりますけれども、例えば、先ほど、御案内のあった本会議での市立病院の跡地とか、本当にこうした方法が有効であるというようなものについては、やはり検討してみる価値のある手法の一つであると考えています。

以上です。

#### ○森重委員

ちょっとこれも認識がしっかり、私もまだ中途半端ですけど、やはりまち全体を今後どのように考えていくかというふうな、重要な時期に入ってくるわけですけど、そうした場合に、サウンディング型市場調査、もう一つのPPPなんていうふうに言われております。行政が保有する資産活用の検討に当たって、その活用方法について民間事業等々と対話通して広く意見や提案を求めることにより、市場の意向を把握する調査、逆に、この光市のまちにそういう民間とか、市場はどういうふうなものを、今後期待するのかなというのか、どんな展開を、可能性を見出すのかなというのは、中にいる人たちだけでわからないこともありますし、そういう意味でやはり民間のそういう感覚、感性、またノウハウ、そういうものをしっかり活用していくという意味でも、とにかく跡地の問題、病院跡地もあれば、幼稚園の跡地等、また今後は、高校の学校の跡地、そういうふうなものもあわせて、光市の今後のまちのそういう主要、主要なもん拠点づくり、いろんなことをあわせて、そういうふうな調査等も今後大事になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。

やはり、今日自治体だけの政策実施では、なかなかひとりよがりになってしまうところもあるし、どうしても枠を超えられないようなところもありますので、事前に民間企業等の意向を把握したりとか、そういうふうなもとに、また今後所管を超えた部分での活用していくとかいうふうな、今だったら、幼稚園跡地ならその所管のところで考えていくというふうな考え方をしていますが、大きく考えていくと、まち全体のまちづくりという中で、民間はどういうふうなものを期待し、どういうふうなデータを持っているのかなというのは、やはり大きく開いていくという価値があるんじゃないかと思っておりますので。

またいろんな意味で、このサウンディング市場調査、記述をされているというふうにもお答えいただきましたけれども、内容は非常に幅広く活用できると思っておりますので、特に、またいろいろ今後調査等の問題もありますし、まちも大きく変わります。

また、立地適正化計画なども大きく捉えていくと、まち全体を掌握しながらも、考えていかなければいけないという最終段階に入ってきていますので、ぜひそのあたりよろしく願いいたします。要望いたします。

以上です。

#### ○田中委員

プロモーションについて、数点お聞きしたいと思うんですが、まずは、まちぐるみ結婚式の開催について、もう既に記者発表も行っておりますが、内容についてお聞かせいただけたらと思います。それと、今年度の特徴についてお聞かせいただければと思います。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

まちぐるみ結婚式についてのお尋ねいただきました。

昨年度、このまちぐるみ結婚式を開催いたしまして、マスコミ各社にも大きく取り上げていただくなど、大変反響をいただいたところでございます。

こうした成果も踏まえまして、本年度もハグの日、これにちなんで、8月9日に光市の強みである、人の優しさや温かさ、こういったものを市内外に広く発信しようということで、引き続きおせっかいプロジェクトチームと協働で、このまちぐるみ結婚式を実施をすることとしております。

今年度でございますが、市役所本庁舎で人前結婚式を行うのとあわせまして、光市の大きな地域資源である海に焦点を当てるといようなところで、虹ヶ浜または室積海岸を舞台に、カップルの希望に応じたイベントを実施をしたいと考えております。

先日、主役となるカップルの募集を開始したところでございますけれども、このイベントはやはりカップルの参加協力、こういったものが何よりも大事だと思っております。こうしたことから、マスコミへの情報発信、あるいはホームページへの掲載、フェイスブックの利用、いろんな方法でこのイベントの情報を積極的に、これから発信をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございました。その中で何点かお聞きしたいんですけど、まず、おせっかいプロジェクトチームについてなんですが、昨年度成功して、開催して大反響呼びまして、ここにいかに人を巻き込んでいって、仲間をふやしていくか、また外に広げていくかということが大事かと思うんですが、おせっかいプロジェクトチーム自体が、公募を行うとか、拡大していくような取り組みというのは行われているのでしょうか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

おせっかいプロジェクトチームのほうでも、フェイスブック等を利用してメンバーの今、公募を行っているというふうに理解をしております。

また、一般の方の中からも、このイベントをお手伝いいただくサポーターも、このイベントについて募っていたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

そのプロジェクトチーム、確かにフェイスブックを見させていただいたら、公募のよ

うな状況があったんですけど、今回まちぐるみ結婚式を記者発表する中では、こういったことにも触れられてないので、ぜひ市のほうからもそういったことを応援して、機運づくりというものを広く周知して広げていただけたらと思います。ちょっとお願いをしておきます。

それと、8月9日の木曜日3時半ごろから海でということで、私も、潮を調べてみましたら、瀬戸内海の特徴である、結構潮が動く日で、12時56分が干潮で40cmということで出ていたんですが、そのあたりは何か意識して、この瀬戸内海の満干潮を生かした取り組みをされる予定でしょうか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

海でのイベントについては、基本的にカップルがやりたいこと、こういったものをかなえさせていたどうかというような趣旨で、基本的には考えておりますので、潮の干満というところについては、それほど考えているわけではございません。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。私もちょっと話をする人の中から話いただいたんですが、砂浜で結婚式をやろうと思っているんです、個人ではなかなかできなかったというお話を聞いて、今回市のほうで行うから、これができるのかなというお話もいただいているんですが、これは何か普通ではできない、特別な許可をいただいて今回開催するという認識でよろしいんですか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

少し言葉足らずだったかもしれませんが、基本的にはできる範囲でその辺考えていければと思っていますので、これに対して特別に何か許可をいただくというようなことは、ケースにもよるかもしれませんが、基本的にはできる範囲でというようなことで考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。カップルのほうがどんなアイデアが出てくるかということはお楽しみということで、夢を実現させるために、力を合わせて頑張っていたいただけたらと思います。

先ほど、先行委員の中の質問でもありましたけれども、広報・シティプロモーション推進室というものが、今年度から立ち上がって取り組まれているところだと思いますので、この推進室の取り組みについて、ちょっとかぶるところもありますが、お聞かせいただけたらと思います。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

シティプロモーションへの取り組みということでございます。

シティプロモーションにつきましては、第2次光総合計画の中でも、全部で53の政策の中の一つということで位置づけをしております。こういったことから、基本的には総合計画には示す基本方針や方向性に基づいて、戦略的で効果的な取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

具体的には、まちの資源の再点検、あるいは新たな魅力の創出、都市ブランド確立、効果的な情報発信、こういった考え方を基本に、あらゆる世代を対象としつつも、豊かな自然や充実した子育て、教育環境などを本市の強みにマッチできる市内外の子育て世代をメインのターゲットとして、活動を展開したいという思いを持っております。

今年度でございますが、まずは、光市の認知度やまちに対する興味を高め、行ってみたいと思ってもらえるような取り組みを進めていきたいというふうに思っております。例えばまちぐるみWedding、結婚式の開催、あるいは首都圏における移住相談会、移住セミナー、また光市を愛する市民の思いを集めた愛着パネル、こういったものを作成、さらには高速道路等でのサービスエリアを活用したPR活動、こういったものを、思い描きながら、取り組みを進めていく考えでございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

わかりました。総合計画のほうを見ても市民との協働のもととか、戦略的とか、地震に対しての強化というものが上げられているんですが、先ほどパネルプロジェクト、昼休みにホームページ見たら、更新されていて、中に載っていてびっくりしたんですけど、さまざまに取り組みされているんだと、実感しております。

その中で、まちのブランドイメージをつくっていくので、やっぱり今ものすごい行政がいろんな柔軟な発想で取り組まれていることというのは、実感しておるんですが、一方で市民との共通理解を持って、どうブランドイメージをつくっていくかということもあると思うんですが、そのあたりでの取り組みについてお聞きしたいと思うんですが、何かそのあたりの取り組みはありますか。

#### ○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

市民との共通のブランドイメージというようなことも、今お聞かせいただきましたが、例えば、私が今触れさせていただきました、愛着パネルなどもそういったものにつながるのではないかなというふうにも思っております。

この愛着パネルでございますけど、光市に縁のある人、あるいは市民の皆さんから、まちの魅力や愛着を込めた言葉を集めていこうとするものでございます。市があらかじめ用意したボードに、光市の好きなどところ、例えば、人やものや風景、こういったものを書いていただいて、それを市では1,000枚ぐらい集めていこうという目標を持っているわけなんですけど、そういったことを通じて、市民の皆さんが思うまちの魅力や愛着というのを集めていこうと、それを共通の思いとしてそういうものを活用して、また市民の思う説得力のあるまちの強みということで、発信をしていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

1,000人の意見を集めるということで、そっからまた光市のいいイメージが集まって、イメージをつくられていくんだらうなとは思いますが。楽しみにしながら、またその意見がどう反映されていくのかも、注目しておきたいと思うんですが。

一般的に他市の状況なんか見ますと、シティプロモーション自体は推進計画をつかって、市民にそれを公開してともにプロモーション活動を行っていくという流れがあるんですが、光市においては、その推進計画のようなものはあるのでしょうか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

シティプロモーションのための推進計画ということでのお尋ねでございますが、先ほど申しましたように、第2次光総合計画の中に、まさにシティプロモーションの推進ということで、一つの政策として位置づけを行っておりますので、基本的にはこれが推進のための一つの考え方というふうに認識をしております。こういったことを大きなベースとして取り組みを進めていく、そういった考えでございます。

以上でございます。

○田中委員

市民の御意見をお聞きしながら、つくり上げていくということはもちろんなんですけど、行政から出てきたものに市民が後追いで、賛同いただくというよりは、初期の段階から参画していただいて、一緒につくり上げていくということが、効果的なシティプロモーションには大事だと思いますので、その辺を意識しながら、この取り組んでつくり上げていただけたらと思いますので、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○河村委員

今、2万3,000世帯ぐらいあるんですかね。自治会の加入率が8割をちょっと切っていますので、2万件ぐらいは今いつているのかなと、あるいは調査員が別におれば、もっと件数が届いていると思うんですが、どの程度御自宅に届いているのでしょうか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

委員さん仰せのように、現在、市内のほうには約2万3,000世帯がございます。そのうち、調査員の方が市内に402名いらっしゃるんですが、その方々が配る世帯の数がトータルで2万275世帯ということになっております。

ですから、大体86%、87%、こういった世帯にお届けをしているといったような状況でございます。

以上でございます。



○河村委員

そうすると、その差というとおかしいんですが、3,000近い世帯についてはどのような伝達方法、あるいは調査員が配布できないところやから、配達していと、こういうお話なのか、何かお考えがあるんですか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

広報を調査員が配られていない3,000世帯でございますが、相談をいただければ、どなたかが、代表者となって、2世帯以上のグループをつくっていただければ、お届けできるということはしっかりお伝えをしていきたいというふうに思っておりますし、そういったことが難しいようであれば、コミュニティセンター等の公共施設でお受け取りいただけるような方法についても、お知らせしていければと思っております。

以上でございます。

○河村委員

2世帯以上というのは、2世帯なら誰がお届けするんですか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

2世帯以上のグループをつくっていただいて、2世帯であれば、そのどちらかにということになるわけでございますが、そんな中から調査員の方をお届けいただきたいということでございます。

○河村委員

だから、その調査員に誰が持っていくん。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

これは広報の、今であれば印刷事業者が届けに伺います。

○河村委員

とすると、例えば同じマンションで、そんなことはないとは思いますが、2世帯、2世帯ということで、5件もお届けせないけんだったりするようなことも起こるといふことだね。そんなことはないとは思いますが、今の話からいけば、そういうことになるんですが、今の企画のほうでは、自治会の設立についての推進をすることは、自分とこの広報、あるいは市のいろんな形で伝達方法につながると、こう思われるわけですが、推進をしようという気はない。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

自治会が設立されることは非常に望ましいことだろうと思っておりますが、基本的には地域づくり推進課のほうの主になろうかと思っておりますので、お手伝いできる部分については、

その辺しっかり連携できればと思っております。  
以上でございます。

#### ○河村委員

まだ広報の配布手数料についての結論までは見えてないんで、次回ぐらいには、しっかりお聞きしたいと思いますが、今言うたような、要は2世帯が集まれば、調査員になるということは、2世帯がずっと続いたら、莫大な調査員に持っていく費用というのがかかるわけいね。そうすると、100世帯ぐらいが一つの単位として、まとまってくれるような自治会を推進すると、大もとからいう出費は減るわけじゃないですか。

そうすると、そういう自治会をつくることの推進について、何か積極的に応援しようと、要は応援することで、自分とこの費用も減ってくるわけやから、そういう気持ちはない。

#### ○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

広報を配る面からそういったことが、合理的ということは委員さんの御指摘のとおりだろうと思いますが、現状そういったところについて、まとめていくとか、そういったところまで、まだ思いをめぐらしているところではございませんので、申しわけございません。

以上でございます。

#### ○河村委員

要望しておきますが、例えば、防災であれば自主防災をつくったりするのは総務とか、自治会そのものの活動については市民部とか、またがったときには、どうも今、この組織の中で、お互いにぬすり合いをしているような感覚があって、誰かが音頭を取ってまとめていくような形をとらないで、本当はさっきの予算のところでやればよかったんですが、不用額等を含めて繰越金がずっと継続的に多いわけですよ。予算の査定が甘いね。言えば。本当、予算の査定が甘いんよ。

それは、やっぱり音頭を取って、もっと積極的に事業の中に進んで出ていかないけんということじゃろうと思いますので、ぜひ、政策企画部のほうが、そういったまたがったときには、音頭を取れるような体制づくりというのを進めてほしいなど、要望です。

#### ○小田政策企画部長

政策企画部に、またがったときには、音頭取れということは置きまして、全体の自治会に関しての話でありますけれども、実際に調査員制度と自治会制度というのは、制度的には2つは別のものでもありますけれども、実態から見れば、やはり自治会があって、その調査員なり、あるいはおおせの自主防災など、いろんな仕組みがコミュニティーがベースになった上に成り立っているというのは、十分認識しております。

そういう中で、例えば広報が届かないという連絡がありましたら、まず最初には、自治会にお入りですかというような声かけはさせていただいていますし、その際に、やは

り自治会の必要性であるとか、自治会に入ることの意味ということ、我々のほうからもお伝えして、御協力いただくというような努力はしておりますので、引き続きそういう自治会の設立あるいは活性化ではありませんけれども、皆さんが入っていただけるようなことは意識しながら、我々も含めて、各部署で進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○河村委員

せっかく答えいただいたんで、もう一つ要望しておきます。

今の調査員がおって、自治会はあるけれども、調査員というところがあるんですね。要は成り立ちが違うからというんですが、通常であれば、今、広報の配布手数料は個人に払うものであるんですが、地域によっては自治会がみな編入するようになっているんです。

そうすると、調査員と自治会長との間で今あつれき起きて困っているんですよ。思うように、調査員が動かん、自治会からすれば。そのあたりのところも、よく考慮して調査員の決め方にやっていただいたらと思います。要望です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第49号 光市税条例等の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

前年の合計所得金額が2,400万円を超える人というのは、どの程度人数がおってんですか。

○杉本税務課長

2,400万円を超える人数でございますが、平成29年度の見込みとして78名を試算しております。

○河村委員

たまたまじゃあつたんですけど、この間、バイクの値段、税金上がりましたよね、50ccの。1,000円が2,000円じゃったと思うんですね。ご老人であつたんですが、倍になったのに何の告知もなかったと。広報には載ちよるよ、それは、間違いなく。だけど、その当事者は、倍になったのに何のあれもなかったとこういうような話があ

って、例えば2,400万円を超える所得の人が78人としたら、78人の人には別に何かその告知みたいなものがあるんですか。

周知方法の中で、単に広報で載せりゃええとこういう話なのか、そういう人には、該当と思われる人には別に何か周知を図る方法をとろうかとか、そんなことは考えていますか。

○杉本税務課長

納税通知書等に、税制改正内容等を同封し、納税者の方に送付しますし、前もって広報、ホームページ等で周知を図ることとなります。

以上です。

○河村委員

税額通知と一緒にいくのは当たり前の話だからそうじゃなくて、それよりも前に、何か告知方法みたいなものがないですかとこういう話をしただけなんです。持っておる人というのは出ていくことに対して物すごい抵抗があるんですいね。わしらは持ちよらんから関係ないんだけど、その持ちよる人は何かそういう抵抗があるんで、78人程度しかおらんのじゃったら、何か周知方法みたいなものがあるといいなど、お願いしておきますので、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第50号 光市都市計画税条例の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第44号 平成30年度光市一般会計補正予算（第1号）（市民部所管分）

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第45号 平成30年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：古迫市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第48号 平成30年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

説 明：古迫市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑：

○仲山委員

提案型協働事業についてお尋ねします。募集後、その後どのような経過となっていてい  
ますでしょうか。進捗等と言うか状況をお尋ねします。

○縄田地域づくり推進課長

協働事業提案制度の件であります。平成30年度事業につきましては、昨年度、事業  
募集し決定しております。この事業は人権推進課の方で、現状の進捗状況等について  
お答えさせていただきたいと思っております。

なお、地域づくり推進課では平成31年度事業として市民提案型の事業募集を行いました  
。その結果、2団体から2件の事業提案がありまして、現在、事業の担当所管と具  
体的な内容等について協議調整をしております。今後、8月ごろを目途に選考委員会  
として、プレゼンを実施する予定としております。

以上です。

○大山人権推進課長

それでは、行政提案型の進捗状況について、私、人権推進課のほうからお答えいたします。

昨年度、テーマを「男女共同参画の推進に関する事業」として受託団体を広報で募集しましたところ、1団体から事業提案がございました。本年5月に協定書の締結をこの団体と行いまして、現在は11月頃を目途として、団体と協働によりますイベントの開催に向けて内容の具体化への打ち合わせを進めているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。今11月の実施に向けて、今まさに一緒にやっつけようというところなんでしょうけれども、なかなかその市民のほうと一緒にやるということについては、行政のほうの各所管が経験があるというわけではなかなかないと思います。その進み具合のところ、何かどうでしょうか、一緒にやって、これは一緒にやる値打ちが確かにあるなというふうに感じられるところとかいうのがありましたら伺いできますか。

○大山人権推進課長

民間団体の方とお話をしている中で、いろいろと行政として学ぶ点が出てまいりまして、やはり民間と協働する、話し合いをしていくだけでも、良い方向に進めるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。受け答えの様子でこれはいい取り組みになるんじゃないかという感じがします。大変ありがとうございました。

○田邊委員

こんにちは。地域担当職員及びふれあい協働隊、これの3年前からの活動状況、また配置された職員数などの説明をお願いいたします。

○縄田地域づくり推進課長

地域担当職員と地域ふれあい協働隊の件であります。

まず、地域担当職員制度であります。この制度はただいま委員からご紹介ありまして、平成27年度に創設した制度でありまして、地域と行政のパイプ役、いわゆるコーディネーターとしての役割を担うものであります。主な業務としては、コミュニティプランの策定及び実現に向けた支援と地域課題やニーズの把握、地域住民の協

議する場の設定などを行うことであり、地域の課題解決に向け、市の担当所管等との連絡調整などを行っております。

なお、地域担当職員は通常業務との兼務であります。地域づくり推進課及び支所、出張所の職員9名で構成しており、各地区において、主担当、副担当の2名体制で支援を行うこととしております。

次に、地域ふれあい協働隊についてであります。こちらのほうは平成27年9月に創設した制度でありまして、市の若手職員が地域の最前線で活躍する人たちと一緒に活動することにより、市民力、地域力の実態を学ぶとともに協働という概念の意識づけ、また職員のコミュニケーション能力を高めることを目的としており、若手職員の研修の一環としての位置づけでもあります。

なお、過去3年間の活動実績であります。地域で行うイベントなど56事業に、延べ279名の職員が参加しております。また、協働隊は入庁3年目までの職員としておりまして、本年度は46名による構成となっております。

以上です。

#### ○田邊委員

ありがとうございました。今後とも頑張ってください。

それで市民への認知度、これを高めるためには今後の取り組み、市民の認知度がどんな感じかというこの感想などをちょっと教えてもらいたいと思うので、よろしく願いいたします。

#### ○縄田地域づくり推進課長

市民への認知度を高めるための取り組みと感想等ということですが、地域担当職員については、先ほど申し上げましたとおり、地域と行政のパイプ役という役割を果たすため、これまで同様、地域の役員等と調整を行いながら必要な会議の場への参加や地域課題解決に向けた支援などに努めるなど、積極的に地域にかかわっていくことで認知度も高めていければと思っております。

地域ふれあい協働隊については、市のホームページに、参加した事業ごとに写真や活動内容、隊員の感想などを掲載しておりまして、こうした活動を継続することで、結果として市民への認知度を高めることにつながるのではないかと考えております。

以上です。

#### ○田邊委員

わかりました。最前線で市民と対峙する大変な苦労があるとは思われます。今後とも光市のために地域担当職員及びふれあい協働隊、頑張ってもらえたらありがたいと思っております。

続きまして、カーブミラーです。カーブミラーの設置箇所数、またカーブミラーの点検状況及びサビなど、そういった腐食部分が、そういった状況を今現在でどういった管理をしておるのかお答えください。

○小田生活安全課長

まずはカーブミラーの設置箇所数でございますが、平成29年度末で1,743本のカーブミラーがございます。

点検状況といたしましては、平成25年に交通安全施設点検調査事業として、市内全てのカーブミラーの点検を行っております。その時点では、1,725本のカーブミラーございましたが、サビの発生が大きかったものが87本、そのうち対応が必要と判断し、建て替えた本数が4本となっております。

現在の対応といたしましては、経年劣化による支柱の腐食や鏡面の汚れ、または車両の接触等による破損などを地元自治会等からの情報提供により現地調査を行い、危険と判断した場合には建替え等の対応を行っております、以上でございます。

○田邊委員

データ管理を、25年に行ったのは僕もわかっているんですけど、そのときの苦勞など、また業者に委託したときの苦勞などというのは、今の人員で苦勞している、そういったところをお答えください。

○小田生活安全課長

25年の調査におきましては、まず所在地等のデータ化もしていない状態から始めておりますので、その辺の把握等、その辺で苦勞はあったように聞いております。以上でございます。

○田邊委員

わかりました。数がかなり多いので、また市民のいろいろな対応なんかもあると思われるので、カーブミラーなどは安全に欠かせないものなので、早急に対応するのは大前提だとは思っております。その中で、今後とも苦勞されるとは思いますが、よろしくお願いします、

それとまた生活安全課なんですけど、所管分の防犯や交通安全などの看板、こちらの設置状況、過去長い間になって薄くなったり見えなくなった部分があるような看板とかがあってというのは把握されておられるのでしょうか、お願いします。

○小田生活安全課長

ただいまの質問でございますが、基本的には生活安全課で設置をしております看板等はございません。ただし、地元自治会等から要望により、交通安全上必要な箇所については、飛び出し注意やスピード落とせとかの看板の交付を行い、合わせて申請自治会等で設置及び維持管理をお願いしているところでございます。

設置状況については、その年度によってまちまちでございますが、29年度は6件の申請があり12枚交付させていただいております。



以上でございます。

○田邊委員

わかりました、どうもありがとうございます。今は特に安全を重視されるので、そういった防犯や交通安全看板、そういったものも各自治会とやりとりして、対応できるものは早急に対応して、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○中本委員

前回、島田コミュニティセンターの問題等をお聞きをいたしました。その後はどんな状況でしょうか、教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

昨年9月の委員会で島田コミュニティセンターの移転等の御質問をいただきました。その後、島田コミュニティセンターの館長や職員等とお話をさせていただきました。その内容は、今の状態ではなかなか市民サービスが難しいということで、どういった方法が考えられるのだろうかというようなお話をさせていただきました。

その結果としましては、現状、島田コミュニティセンターが地域づくり支援センターに移転するという事は課題も多く、すぐに解決できる問題でもないという双方の考えであり、今後も引き続きいろんな場で協議していこうということで終わっております。

以上です。

○中本委員

地域づくり支援センターを島田コミュニティセンターにというようなスタート時点の話がありましたね。ちょっとその辺の状況を、今の地域づくり支援センターにコミュニティセンターを持っていく、そんな議論、意見交換、どんな状況だったか教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

1つの案として、島田コミュニティセンターが地域づくり支援センターに移転することも考えられるということでお話をさせていただきました。

ただ、具体的な話をする中でいろいろ課題も多く出てくるということで、新しく建て替えるとか、他の公共施設に入るとか、そういったいろんな手段もお話の中に出てきたんですけど、なかなかすぐに解決できることではないということで、引き続き必要に応じて協議をしていこうということで今は終わっております。

○中本委員

いろんな解決方法についていろいろ協議されたということではありますが、一番の問題

は何だったんですか。

○委員長

中本委員、もう一度お願いします。

○中本委員

今の支援センターに島田コミュニティセンターを持っていったらどうだろうかというような話があって、そういう経緯を、そういうことも議論、協議をしたと。で、なかなかそういううまく支援センターに移行できなかった問題点は何だったかと。

○縄田地域づくり推進課長

いろいろなお話をお聞きする中で出たこととしては、地域づくり支援センターには調理実習室がないということで、そのあたりの問題とか、1階には体育室と小さい会議室があるが、メインの会議室になれば結局は2階であること。

それから、地域づくり支援センターは規模が大きく、利用者がかなり多いということで、貸し館業務とか職員の負担も増えるんじゃないかと、そういったいくつかの課題等は聞いております。

以上です。

○中本委員

今現状はインターホンで上と下を連絡とりながらやっているという状況なんですが、そのあたりは地域の人には何か不満が出ていますか。

○縄田地域づくり推進課長

地域の方から、インターホンについての御意見は聞いておりませんが、職員からインターホンの使用状況については聞いておりまして、現状はほとんど使っておられないということでありました。

以上です。

○中本委員

そうすると、島田コミュニティセンターは今の現状のままで満足しているというような状況ですか。

○縄田地域づくり推進課長

決して満足しているということはないと思います。ただ、すぐに解決できるいい手段がなかなか見つからないということで、話が止まっています。

以上です。

○中本委員

解決する問題点が幾つかある、1つはエレベーター、あるいはそういうこと1つね。幾つか問題点を出しながら解決していく方法を考えないといけないというふうに思います。今の施設では高齢者が上がれないと、身障者の方も上がれないという現状は把握しておられると思います。じゃあ、どうするか、今の施設に附帯設備としてエレベーターをつけるか、或いは、今の耐震化が問題があるかないか、それによっては、例えば施設を建て替えるというような話になるかもわからない。それは大きな問題となりますが、そんな方法も考える必要があるかな、というふうに思っておりますので。現状は非常に厳しい状況だというふうな思いはよくわかっておりますが、もうちょっと前向きに検討できるような方法はあるかないかというのは、よく所管で一回検討してみてください。また地域と色々な人たちとまた話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

要望としてですか。

○中本委員

はい。

○河村委員

ちょっとこの後の質問にも関係することなんでちょっとお尋ねをしますが、今、島田のそのらせん階段をエレベーターにという話を教育委員会でしたときに、考えたこともなかったとこういう話だったわけ。いやいや、昔には予算までついて流したことがあったわけですが、じゃあ、その考えたこともないちゅうのは誰が原因者であろうかなど。

要は、その所管する課がそういう要望も上げていなかった、或いは、検討する気もなかった、或いは、検討したがだめだと、こういう結論が出てくるわけですね。で、どういうふうな今までの捉え方をしちよつてのか、ちょっと聞いてもいいですか。

○縄田地域づくり推進課長

私が地域づくり推進課に来てから具体的なエレベーター設置の話は直接聞いてはおりませんので、現状、お答えすることはありません。以上です。

○河村委員

ああは言っても、インターホンつけたのはいつだったかね、去年。コミセンのらせん階段の下にインターホンつけたのは去年じゃから、認識していないということにはならない。

これはお願いだから、ぜひ早急に調べていただいたらと思うんですが、要は、お金がないからつかんのか、何か原因があつてつかんのか。もう現行で言えば、先ほど中本

委員言われたように、耐震化でもう建てかえるんじゃないと、そうでなかったらこれからまだ10年は使う話だから、今心の中にあるような外付けタイプのエレベーターでもそんなに大した金額じゃなかったんですよ。よそ行ったとき700万円とか800万円とかちゅう話だから。要は、そうは言いながら、設計者とかいろんな意向を考えたらだめだと、じゃあ、そのだめな原因まで到達してほしいんだよね。それをちょっと、何でだめかという原因を深く掘り下げていただいて、次回、9月にはしっかり返事をしていただけたらと思います。

それにも恐らく通じるんですが、さっき学校の教育のところでは通学路の話もさしてもらいました。結果的にわかったことは、学校のほうが、要は先生が子供と一緒に一定の地域まで帰るから、付き添いで出ていくからソフト対応で済んだと。だけど、物理的には今コミュニティセンターがあるところ、要は農協から奥へ入っていくあの道路なんですけど、あれが狭い道路ではありますが、今植栽がある花壇だけでものけてくれたら、何て言うか、歩道ができるのいね。

それが何でできんのかなって言うたら、それは実際に持ち主は今市民部だから、市民部に対して、じゃあ要望するのはどうかって言ったら、教育、学校のほうからその要望が上がってくるかこんかとかこういう話になるわけですが、そんなにも難しい話じゃない、市役所の土地じゃけえね、民間の土地が入ちよるちゅうんなら、それを対応することは非常に困難なんですけど、市の土地じゃから、ある程度その今の花壇をのけるぐらいのことで解決できるならそんなに難しいことはない。

できれば、その花壇対応だけじゃなくて、今駐車場そのものの利便性が悪いんで、駐車場の止め方を含めた対応、或いは、光井川のポケットパークがあそこにあるんで、そのポケットパークをも複合したような新しい提案ができれば、もっと住みやすい環境になるわけですね。

できれば、今ちょうど玄関の入り口に側溝があるんですが、側溝ぐらいまでは花壇をカットする、そういうことができるのかできんのか、ちょっとお尋ねをします。

#### ○縄田地域づくり推進課長

光井コミュニティセンターの西側の市道に歩道を設置したらという件でないかと思えますけれども、委員ご指摘の通学路の安全対策ということであれば、所管は教育委員会になると思います。なお、教育委員会では警察や道路管理者等を入れて安全対策の確認ということで合同点検会議を毎年開催していると思いますが、その会議の中で、安全対策としてどうしても歩道が必要であり、例えば、それが光井コミュニティセンターの敷地に整備するのが一番いい方法で、その方法をとっていきたいという相談があれば、地域づくり推進課としても関係所管等と協議調整を行い、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○河村委員

それで教育委員会は、光市通学路交通安全プログラムというのをもち、平成25年度

の要望分の中に入れておったんだよね。で、さっき言ったように、現行は学校の先生が北河畑の信号機まで送り迎えするというので、とりあえずは解決策をとったと。だから恒久的な解決にならなかったんですよ。

で、私らもちよっと気づかなかったところは、朝登校するときには光井川のほうのポケットパークを通ってくるんで余り気にならなかったんですが、3時過ぎて下校するときにはその道路を通って帰るので、どうしてもそのことが気になってどうじゃろうかと思って考えたのがその始まりなんで。恐らく、通学路合同点検会議に入っていないじゃろうと思うんじゃないけど。例えば、交通安全の担当者は入っちゃるわね、当然、その会議に。（「はい」と呼ぶ者あり。）で、その会議へ入っておったら、その同じ部内で、要はコミセンの敷地にかかわる問題であったときに、そういう合議ができるかどうかの話なんよ。

まあ、余り言うてももうあれじゃから要望にしておきますので、この程度の話はぜひきれいに整理をしていただきたい。私的には、この間の光井農協建てかえたんだよね、そうしたら光井農協のところ少しぐらい避けるような話がいつちよるんかと思ったら、全くそんな話もなかった。そのチャンスちゅうのは何回かこうあるんで、そのあたりのところできっちり整理をしていただかんと、もう未来永劫できんというような形になるんで、そのあたりのことが遺漏がないようにぜひ対応していただきたいと思います。

それともう1点、実は光市コミュニティセンター条例というのがあるんです。その中でセンターの開館時間は午前9時から午後5時までと、それからセンターの休館日は毎週月曜日、それから1月1日から3日まで、あるいは12月25日から31日までとこう書いてあるんです。この条例そのものは昔の教育委員会の公民館条例の衣替えなんです。光井公民館の場合には出張所がなかったんで、従前から月曜日は閉館ですが、職員はおったんです。土曜、日曜日休みなんじゃから、月曜日は開けてもらわにやということで、月曜日には開けちよったんですが、どうも最近休まにやいけんと、こういう話があったのが1つ。

それから、休館日に人が出ると残業がつくという話がある。今のコミセンの勤務する職員は1カ月が17日じゃから、その17日の中をどういうふうにセッティングするかというのは自由裁量があったはずなんですけどね。そうすると、土日は休みじゃから、土曜、日曜日に行事があるときにはそれは残業がつくかもわからん。それじゃが、月曜日は休館日じゃけど、その館が休みなだけで勤務しちやいけんちゅう話はどこにもありやせん。そのあたりのところは、地域づくりで、あるいは市民部でその判断ができるのかできんのか、教えてくださいな。

#### ○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターの休館日の件でありますけれども、確かに光市コミュニティセンター条例第6条におきまして、毎週月曜日と年末年始の12月29日から1月3日までが休館日になっております。毎週月曜日を休館日しているという一番の理由は、コミュニティセンターの職員の方は結構業務も多いというお話も聞いておりますし、適

切な健康管理という面で週1回は完全な休みがあったほうがいだろうということで休館日にしております。

なお、月曜日が休館日ということで貸し館をやっていないことから、職員が出ても窓口業務がないということで、月曜日は休むようにしてもらっています。また、日曜日には大きな行事がある地区が多いということで、月曜日はできるだけ休んでいただくこととしており、どうしても月曜日に出ないといけない、出る必要があるという場合には、その時間帯のみ時間外として対応していただくとともに、事前に連絡をくださいとお願いしております。

以上です。

#### ○河村委員

健康管理にというお話だけじゃったので、もっとこう追求せにゃいけんというふうな気もするんですが、あるあると言うたって、年間行事そんなにありませんよ。通常は土曜、日曜日休みじゃから、年間通じてそんなに何十以上もあるようなことちゅうのはない。だから通常はお休みなんですすいね。

で、下手すると土日月、それに祭日でも入ってきたときには1週間のうちに4日も閉める話よ。それじゃ市民サービスということにもちょっとつながりにくいのと、意外に地域では土曜、日曜日にいろんなお金をつないだりするんですすいね。で、月曜日には公民館に持っていくという、うちの場合はそういう習慣がついておる。それもまあ閉めりゃええじゃないかというのは、どうも現実には合わないような気がするし、その月曜日に休館日じゃから事務がはかどるちゅう話もあるわけですね。人の出入りが少ないほうが事務が進行ができるということもあるんで、そのあたりもところも十分考えながら協議をしてもらったらと思います。要望にしておきますので、何か答えることがありや聞いてもええけど、余り深くやってもしょうがないじゃろ。（「ない」と呼ぶ者あり。）

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

- ①議案第44号 平成30年度光市一般会計補正予算（第1号）（総務部・消防担当部所管分）

説 明：讚井総務課長、中原消防担当課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○河村委員

本庁舎の耐震化基本構想を策定業務委託料のところちょっとお尋ねをしたいと思い

ますが、ある程度理解はしておりましたが、確認のためを含めてちょっとお願いしたい  
と思います。

耐震改修は困難との結論に至ったということなのですが、ちょっと詳しくお話をし  
ていただいていいですか。

○讚井総務課長

昨年度実施しました庁舎調査業務において、耐震改修は困難ということではありますが、  
具体的には、耐震のグレース等の設置によって、施工後の庁舎における利用が不自由が  
生じるということ、施工中の騒音や振動に対して執務に影響があること、それから、費  
用のほうが約20億円から30億円という改修費用が必要になるにもかかわらず、施設そ  
のものの延命化には直結しないこと、などから耐震化の仕様としては現実的でないとい  
うことで困難という結果を導いたものであります。

以上でございます。

○河村委員

この間、ちょっとテレビを見よったときに、古いビル等で、免震構造にするのに、建  
物を切って免震のゴムを中へはせたりしよる工事を見たんですが、こんなことが最近も  
う技術的にできるかと思ったぐらいびっくりしたんですが、費用が20億円以上かかる  
というのは、もうコンクリートそのものがだめなんだと、耐震についてですね。鉄筋コン  
クリートじゃから、そういう免震とかということを考えてときに、切ってでも今ごろで  
きると、こういうことなら、もうちょっと費用的にも安くなっているかなと思ったりし  
たんですが、そのあたりはどんなですか。

○讚井総務課長

調査業務において、免震構法についても検討したところでありますが、業者のほうか  
らは、そのコンクリートが劣化によるからということ聞いておりません。技術的には、  
今あるコンクリートを一旦切って、そこに免震装置をはめ込むというようなことは、技  
術的には可能であるというふうに聞いております。

以上でございます。

○河村委員

じゃ、そのことで費用は20億円以上かかるということなんです。

○讚井総務課長

免震構法につきましては、2パターン検討をしております。

まずは、基礎の下の部分を切って、そこに免震装置をはめ込む基礎下免震構法、それ  
から、基礎の上の部分を切って、そこに免震装置をはめ込む地下1階柱頭免震構法とい  
うのを検討しております。基礎下免震構法で約30億円、地下1階柱頭免震構法で約26億  
円かかるという試算であります。

以上でございます。

○河村委員

建てかえについて35億円というような概算事業費と、こういう話なんです、それは何を想定した建物で35億円。

○讚井総務課長

この35億円の過程には、現状の建物、本庁舎の規模と同等のものということで、鉄筋コンクリート造の地上4階建て約7,000m<sup>2</sup>という条件で粗い試算をしていただいたものでございます。

以上です。

○河村委員

7,000m<sup>2</sup>で、例えば建てたときに、どういう業務内容になるんですか。現在と同じと、こういう話をしよってんですか。

○讚井総務課長

現在と同じということであります。

○河村委員

従前は、この建物の中に教育委員会、それから福祉事務所、皆抱えておったわけですが、出先にどんどん出ていって、ある意味では意思の疎通も悪くなったりしている。それじゃ、その前が余りにも狭過ぎて業務に支障があったんかとかこういうような話にもなるんですが、これからの進め方として、要は、業務量のスペースの問題を含めてどういう捉え方をされておるのか。できることなら、意思の疎通を図るためには、同じ建物の中で全ての業務が完結することが一番望ましいと思うわけですが、そのあたりについてもちょっとお話を聞いていいですか。

○小田総務部長

先ほどの御質問の回答で一部訂正なり、きちんと整理をしてお答えを申し上げたいと思います。

本庁舎7,000m<sup>2</sup>で地上4階鉄筋コンクリートというのは、前回お示ししたとおりでありますけど、ここの想定する中身の機能については、この前回3月にお示しした調査報告書の中では検討していない。全く同じ規模というだけで、概略の試算をしていただいたということでございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、それ、わかったんじゃけど、要するに、今後の進め方と、こういうお話をさせ



ていただきましたが、今後の進め方として、要は、業務量の調査とか、あるいは、今、全体の業務の中身、できれば一体的なとこういう話は、要は、7,000m<sup>2</sup>が適当かどうかという、今、話をさせてもらいよるんです、ここは。そのあたりについてはどういうふうにお考えです。

○讚井総務課長

今、委員さんがおっしゃったような機能の集約なり、そういったことだろうと思うんですが、これは、一般質問で市長が答弁したとおり、教育委員会等の行政機能の集約化の検討、理想として望まれる機能等に関しては、将来的に整備が可能となる手法を検討することなども考えられることでありますから、他の施設の集約や、複合化等につきましては、基本構想の中で、将来の増設の可能性も含めて整理が必要になるものというふうを考えております。

○河村委員

業務量の、要は把握の問題、どんなですか。

○讚井総務課長

業務量等の把握につきましては、今現在も、これは人事組織のヒアリングということで、毎年、総務部長が各所管のヒアリング等を実施しておりますので、そういった中で、その業務量の把握というものはしていけたらというふうに思っております。

○河村委員

確かに、多角化していろんな問題点がふえているのは事実なんですけど、じゃあ、深く掘り下げて、それが市の事業として適切かどうかと、こういう問題もあるので、一回、徹底的にヒアリングを重ねていただいて、将来を見越して、どこまで必要なのかというのは、ぜひ御検討いただいたらと思います。その上で、集約がもちろん望ましいとは思っていますので、そういった形がとれたらいいなと。

あとは、じゃあ、市民から意見を聞こうというような話もあったわけですが、時間的には十分あるんですね、2年ぐらいのまとめ期間がありますので、要は、そのまとめ期間のまとめ方の問題になってくるわけです。

いろんな市民の代表から意見を聞くというのを、皆さん方にとっちゃ、すごい手間がかかってやれないというようなことになるんでしょうけども、極力そういった意見を聞く場を設けてほしい。単なる、やれ、まちづくり協議会があるから、そこでと、こういう話じゃなくて、いろんな団体があって、いろんな方の御協力をいただきながら業務を進めていると、こういうことがありますので、そのあたりについても、その意見聴取をぜひお願いをしたいということでございます。

実際には、合併特例債でやるのが一番望ましい姿でもありますので、おしりが決まった中でのいろんな意見聴取になりますので、積極的に、ぜひやっていただきたいということでございます。

私からは以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○河村委員

それでは、ちょっと条例のことでお尋ねをしたいんですが、光市コミュニティセンター条例というのがあって、その条例の解釈の問題で、開館時間であるとか休館日であるとかと、こういう話なんです。休館日は月曜日だと、毎週ですね、こういうふうに条例には書いてあるんですが、例えば、図書館でありますとか市民ホールでありますとか、あるいはコミセンもそうなんです。人が出入りするようなところでは、休館日であっても事務を執ることはあるわけです。その解釈ちゅうのは、現場に任されているのか、あるいは、もう統一したものがあって、休館なんじゃから月曜日は出勤じゃないと、こういうお話をされるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○讚井総務課長

それぞれの施設におきまして、それぞれの施設管理者がおります。休館ということでありましたら、市民の皆様の御利用はできない状況ですが、施設の管理につきましてはそれぞれの管理者がおりますので、それに基づいて運用のほうをされている状況であります。

○河村委員

それぞれの管理者がその業務の運営をしているということで、わかりました。もう一点、嘱託とかパートの職員ですよね。今、どの程度、おつてですか。

○讚井総務課長

市全体の職員ということではありますが、現在、4月1日現在、嘱託職員が66名、臨時職員が97名、パート職員が112名という状況です。

○河村委員

それで、例えば、そういったいろんなところで、今、嘱託や臨時やということがあろうかと思うんですが、勤務条件というのはどうなつちよるんですか。

○讚井総務課長

非常勤職員の勤務条件ということではありますが、臨時職員の場合、勤務日数、時間は

正規職員と同じでございます。パート職員につきましては、月17日勤務、時間でいいますと9時から15時になっております。嘱託職員につきましては、勤務時間は一緒であります。月17日の勤務ということになっております。

以上です。

○河村委員

じゃ、嘱託職員についてちょっとお尋ねをするんですが、月17日というのは、休みはどのような条件でとるようになっておりますか。土日はお休みなのか、あるいは、今あった休館日等について、それもお休みで、例えば、そこで出勤すれば残業とかそういうことになるのか、そのあたりはどんなですか。

とにかく、1カ月の間、17日ほど、どういう形であれ、例えば日曜日を含めても17日間の仕事をとっておられるのか、そのあたりはどんなですか。

○讚井総務課長

月17日の勤務であります。それぞれの職場によって事情は異なると思うんですが、曜日等に関係なく、月17日をクリアといいますか、月17日の勤務になるように、その所属長のところで振りかえ等の調整を図っているものということでもあります。

○河村委員

月17日は、例えば月曜日であろうが日曜日であろうが関係なく17日を、例えば1カ月前に選択をしたら、それが通常勤務ということであらうですか。

じゃ、もう一点追加して、36（サブロク）協定ちゅうのは、その中で、誰と協定するようにしちやるわけ。

○讚井総務課長

月17日の選択ということにはございません。選択というか、計画的に所属長の判断で月17日勤務をいたしております。

36（サブロク）協定でございますが、現在、光市のほうでは、36（サブロク）協定のほうは締結をしておりません。

以上でございます。

○河村委員

そんなことがあるの。ちょっと今、言葉のニュアンスに困ったんじゃけど、計画的にというのは、私が言ったように、月曜日とか土曜日とか日曜日とかに関係なく、要は、前月に日程表をつくったら、その日程表について勤務をすると、こういうふうに解釈をしたんですが、それで間違いないんでしょ。

○讚井総務課長

計画をつくる時期についてはそれぞれあろうかと思うんですが、いきなりといいます

か、その都度その都度というわけじゃなくて、1週なり2週、1カ月前に計画をつくってということだと思います。

○河村委員

だから、1週、2週じゃなくて、通常は、1カ月前には申告をしていただいて、翌月のローテーションといいますか勤務日数を決めたりしよる、コミセンではですよ、実態を決めよるんで、通常であれば、その範囲内で、例えば日曜日に行事があるから出てくることもありますから、お休みじゃけど出てくることで、それが残業になったりするのかなと思うたりこうしよったんですが、通常の17日間の業務の枠の中にそれをはめたら、それ、通常勤務でええと、こういう解釈ですよ。

○讚井総務課長

そのとおりであります。

○河村委員

そこで、どうも所管と齟齬が生じている。月曜日に出たら、通常勤務じゃないから残業つけんにゃいけんと。残業じゃったら、業務が終わったらすぐ帰らんにゃいけんと。こういう解釈をするんで、いや、そんなことを、じゃったら、1カ月前に、そういう翌月の勤務状態を決める必要もないんで、計画的に業務を遂行するために、事前に調整をして、月17日間を有効に使おうと、極力残業がないように使おうと、こういうことでやっていることなんで、そのことが何か具合が悪いようなことを言われると、ちょっとびっくりして。そうすると、その業務の形態ちゅうのはどういうふうにして決めよるのかなと。

今、言われたとおりのことを徹底していただきたいというのは、計画的にその所管する長が決めるんだと、こういうことなら、それで結構なんで、どうも責任の所在があっち行ったり、こっち行ったりするもんですから、ちょっと悩んだりすることが多いもんですから、その辺についてはしっかり対応をしていただいたらと思いますし、囑託じゃから36（サブロク）協定要らんのかなと、こう思おうたりするんで、よう調べちよってください。

それと、もう一点は、去年の決算のときに、入札についていろいろお話をさせていただきました。要は、公平に指名があれば、それで十分なんですけど、単年度、単年度でやっていくと、公平そうに見えても、例えば10年まとめてやる、あるいは5年まとめたときに、多少の齟齬が出たりするようなケースもあるんじゃないかなと思ったりするんで、次回ぐらいまでに、10年分あるいは5年分のそういったランク別に分けた整理をしていただいで出していただいたらと思いますので、これも要望ですからお願いいたします。

以上です。

○讚井総務課長

先ほどの答弁、訂正をさせていただけたらと思います。

36（サブロク）協定を結んでいないというふうに答弁いたしました。嘱託職員につきましては非常勤特別職ということでありまして、地公法の適用を除外され、36（サブロク）協定を結ぶ必要がないということと理解しております。

以上であります。

○中本委員

本庁舎のダイヤル方式が直通になりました。今まで、ちょうど2年目を迎えておりますが、直通電話方式あるいは交換状況、どんな状況か教えてください。

○讚井総務課長

昨年の4月からダイヤルインを導入したわけですが、平日における代表番号への着信件数は、導入前と比較をいたしますと、平成28年度の14万1,559件に対し、平成29年度は5万510件で、前年比35.7%という状況でございます。

開庁日1日当たりの件数は、平成29年の4月が281件でありましたが、徐々に減少して、ここ最近では180件から190件程度、比率にして、導入前の30%台前半で推移をしている状況でございます。

以上でございます。

○中本委員

かなり直通にかわってきたんだなというような状況であります。今の状況では、交換方式、この業務はどんな状況でしょうか。当面、続けられますか。

○讚井総務課長

電話交換の委託業務については、今後の着信件数の動向を見きわめて判断することになりますが、現時点では、まだ件数が多い状況、多い日で200件を超える日もございますので、まずは着信件数の減少に向けて取り組むこととしたいというふうに考えております。

以上であります。

○中本委員

現状では200件以上ということですので、当面は続けないといけないかなというふうに思っております。なかなか代表番号72の1400番というのは、私どもも頭から抜けませんので、直通電話を各戸に周知徹底する必要もあろうかというふうに思っておりますので、当面はやむを得ないかなというふうに思っておりますので、引き続きいろんな周知徹底についてはお願いをしておきます。

以上で終わります。

○田邊委員

おはようございます。2点、3点質問させていただきます。

本年度予算で会計年度任用職員制度導入というのがあるんですが、それに取り組むとのことですけど、この会計年度任用職員制度についての概要を少し詳しく教えてください。お願いします。

○讚井総務課長

会計年度任用職員制度の概要についてであります。これは、平成29年に地方公務員法及び地方自治法の改正が行われて、新たにこの会計年度任用職員の制度が創設されました。これは、従来の臨時的任用職員、いわゆる臨時パート職員であるとか、特別職、非常勤職員、いわゆる嘱託職員の任用要件を厳格化をし、平成32年の4月からは、新たな会計年度任用職員として位置づけるようになったものであります。

少し具体的に申しますと、現在の臨時パート職員については、今後、常勤職員に欠員が生じた場合や1年以内に廃止される職など要件が制限をされ、災害対応や産休、選挙など一時的な繁忙期に対応する職員に限定をされることとなります。

また、嘱託職員についても、専門的知識に基づき助言、調査、診断などを行う職などと要件が厳格化されることとなります。

本市においても、大部分の臨時的任用職員がこの会計年度職員として位置づけられるというふうに想定をしているところであります。

以上です。

○田邊委員

そういった臨時パートが厳格化されて、32年度4月からということなんですけど、大部分の職員と、今、おっしゃられました。今現在、臨時、パートの日額及びパートの時給、これをお願いします。

○讚井総務課長

現在の臨時パート職員の賃金になりますが、12月の委員会でもお答えしたとおり、現在の単価は、臨時職員が日額6,640円、パート職員が1時間当たり780円となっております。

以上です。

○田邊委員

先ほど、先行議員の答弁にもありましたけど、臨時が97名ということ。それで、職員と同じ形をとっていますということなんですけど、6,640円、これ、単純に8時間で割ったんでよろしいんでしょうか。

○讚井総務課長

勤務時間は7時間45分となっております。

以上です。

○田邊委員

7時間45分、大体840円とか850円ぐらいのことに時間ではなると思われるんですけど。僕は8時間で割ったら830円じゃったんで、それぐらいの給料、パートの時給が780円ということで、山口県の最低賃金が777円で、10月にまた改正される可能性もあるんですけど、それにプラス3円の賃金で780円ということは、12月の委員会では承知しております。

そういったところで、こういったように、限りなく最低賃金に近い水準であると思われるんですけど、この会計年度任用職員制度導入を契機に、この賃金を上げるという考えはあるのかというところをお願いします。

○讚井総務課長

会計年度任用職員の制度の導入と臨時パート職員の賃金については、直接的には無関係でありまして、この制度導入が理由によって賃金が上がるというものではございません。

臨時パート職員の賃金については、これまでも必要に応じて適正な見直しをしてきたところでありまして、会計年度任用職員の制度導入に当たりまして、適正に設定をしてみたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。とにかく32年度4月から厳格化されるということで、今、大変なこととは思いますが、要望として、この会計年度任用職員制度導入を契機に、この光市の今の非正規職員、臨時・パート職員の労働条件、この最低賃金に近い状況が極力よくなることを強く要望しておきます。

2点目なんですけど、平成31年度の現大和支所は、新大和コミュニティセンターに移転することになりますが、移転後の支所業務などを詳しくお願いしたいんですけど、よろしくをお願いします。

○井上大和支所住民福祉課長

新コミュニティセンター移転後の支所業務につきましては、戸籍・住民票などの出張所の取り扱い業務、所得証明などの取り扱い件数が多く、地域に定着した業務、市営バス回数券販売などの大和地域の高齢者等の利用が多く活用されておられる業務につきましては継続してまいるものとし、一方で、障害者、児童福祉業務などの相談体制の充実した所管課で取り扱うほうがサービス向上につながる業務や道路維持管理業務等については所管課へ移管する方針でございます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。具体的には、今と余り変わらないんでしょうか。その辺をお願いします

す。

○井上大和支所住民福祉課長

大和支所が、合併以後、支所として通常の出張所と比較して、総合的に業務を行う形で13年を経過してまいった経緯を踏まえて、急激なサービスの低下に陥らないということを念頭に、慎重に業務の選択について進めてまいりたいと思います。したがって、全く同一という形とは申し上げにくいということでございます。

○田邊委員

移転後の職員の配置などはどういうふうに考えておられますか。

○讚井総務課長

職員配置に関することですので、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

職員配置につきましては、大和支所に限らず全部署で共通であります。先ほど触れました毎年人事組織に係るヒアリングをそれぞれの部長、課長を対象に行っているところであります。

そこで、中長期的な課題等についてヒアリングを実施し、次年度以降の適正な職員配置につなげていけるところでありまして、支所についても同様であります。

以上であります。

○田邊委員

はっきりするのはヒアリング後という形でしょうか。

○讚井総務課長

当然、ヒアリング後ということです。すいません、ヒアリング後の結果として、明らかになるのは3月ということになります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。移転後に職員配置がちょっと、やっぱり気になる場所なんです。支所の移転に伴い、この支所機能の低下から、また、今、仮に人員が減になって地域住民へのサービス低下を招くことがないよう、これを強く要望して終わります。

以上です。

○森重委員

すいません。それでは、防災の避難所対応について、ちょっと2点お伺いいたします。

今回、まず、熊本市の発災後の避難所の対応等を視察でいろいろ学んできた中から、ちょっとお伺いをしたいと思います。

まず1点は、マンホールトイレなんです。断水時でも利用できるトイレの確保とい



うことで、今、近隣の自治体でもこういうのを進んでいっているわけですが、このマンホールトイレについての当市のお考え、1点、お聞きいたします。

それと、もう1点は、避難所の運営マニュアルに、県のほうでペットへの対応ということで、ペットの対応についての箇所が追記をされております。そういうことで、いかに避難所の内容を、求められる機能を充実していくかということが今後の課題になってくるわけですが、その意味で、ペットへの対応に対してどのような御認識、また、お考えがありましたらお聞きいたします。

#### ○呉橋防災危機管理課長

それでは、マンホールトイレと避難時のペットの避難所についてという御質問がありましたので、この2点についてお答えさせていただきます。

まず、マンホールトイレにつきましては、ちょうど下松市のほうで設置例がありましたので、実際に見てまいりました。また、昨年の12月議会で一般質問の際にお答えしておりますように、マンホールトイレは、水洗に近い使用感であるとか衛生面においてメリットがありますものの、設置に当たりましては、まず水源の確保、また、屋外ということになりますので照明等の安全対策、また、下水道管路の改修を伴いまして、例えば、1カ所5基の設置と考えますと約200万円程度の費用が必要になってまいります。また、下水道ですから、下流域の下水道管が破損した場合には使用できないという、そういうこともございますから、現状では、避難所への設置は難しいものではないかと考えているところです。

なお、災害時のトイレの確保であります、避難所運営における重要な視点の一つと認識しておりまして、本市におきましては、袋式のトイレの備蓄であるとか、また、災害発生時には仮設トイレの設置や簡易トイレの供給が迅速に行われますよう、県または民間事業者と災害時の応援協定を結んでおりまして、トイレ不足にならないように努めているところでございます。

もう一点、災害時のペットの避難所についてなんですが、災害時のペット避難につきましては、環境省よりガイドラインが示されております。この中で、飼い主が指定避難所などに避難するときには、ペットについても同行することが基本となっております。

ただ、同行避難と言いましても、同行避難は必ずしもペットと人が一緒に同じスペースで飼えるということではないということも明記しておるところです。

こうしたことから、ペットの同行避難に関しては、避難所の規模や避難者の状況等を考慮しながら、避難所に応じた対応をしていく必要があるものと考えているところです。

現在のところ、本市においては、ペット用のゲージ等が置けるようなスペースを整備しているような指定避難所はございませんが、今後そうした視点も含めながら、整理整頓をしてきたいと考えておるところであります。

以上であります。

#### ○森重委員

ありがとうございます。ペットもマンホールトイレも災害の規模によっては、本当に

これは、それどころではないという、発災時は大変かもわかりませんが、一応、今後はこのような、やはり光の場合は、避難所となる学校の耐震化等も100%完了しておられますけども、今後、避難所として求められるこの機能をどこまで確保していくのかという課題も残っておりますし、ある程度のこういうマニュアルがないと、実際、現場では大変ないろいろ混雑といたしますか、いろんなことが起きると思いますので、今後、このあたりの課題も頭に置きながら、いろんな発災直後の避難所の対応ということをし、しっかり充実していただきたいと思いますということを要望いたしまして終わります。

#### ○仲山委員

今、森重委員のほうからもありましたけれども、視察に、地震のありました熊本市のほうに行ってまいりました。そのあたりで、いろいろと気づき等あった中で、少し、今回、3点、4点ぐらい確かめておきたいと思うことがありますので、よろしくお願ひします。

今も話が出ました災害時の応援協定というのがあります。さまざまな相手とさまざま内容を結んでいらっしゃると思いますけれども、最新の状況をお伺ひします。

#### ○呉橋防災危機管理課長

それでは、災害時の応援協定についてお答えを申し上げます。

まず、大規模な災害が発生した場合には、市及び防災関係機関のみでは市民の生命・財産を守ることは十分にできないということが考えられます。このため、ただいま申し上げました災害時の応援協定を結んでおります。この応援協定につきましては、小売業者であるとか製造業者、また福祉施設、さらには地方公共団体などと協定を結び、迅速かつ的確な災害対策が実施できる体制の構築に努めておるところです。

災害時の応援協定なんですが、現時点ですが、数を申し上げますと、物資の供給や福祉避難所の設置、市町村間の相互応援などを内容したものでありまして、平成29年に新たに締結をいたしました3つの事業所を含めて、現在のところ40の団体事業者等と協定を締結しておるところでございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。内容を恐らく聞いていくと、なかなか時間もかかってしまうと思いますので、方向性としてお伺ひしますけれども、今、結んでいる内容分野であるとかいうのがあると思います。あと、これから、できれば協力体制をつくっていききたいという内容分野もあるかと思ひます。そのあたりの模索というようなこととか、あと、熊本は地震でありました。ほぼ全市域が被災するといったような状況のために、市内であるとか近隣がもう、その応援協定を結んでいたところが機能しにくいと、十分できないようなケースも話として出ておりました。

そのあたりのことも考えて、今後の方向として期待、ちょっと離れたところであるとか、広域の業者であるとか、そのあたりの検討というのは、これからなさっていくのか。あるいは、これから結んでいききたい分野であるとか、そういうものは何か考えていらっ

しゃるのか、そのあたりお願いできますか。

○呉橋防災危機管理課長

応援協定の内容でありますけど、いわゆる避難所への物資の提供であるとか、先ほど申しあげましたトイレの提供でありますとか、さらには、復旧のための人員または機材の確保、福祉施設におきましては福祉避難所としての機能といいますか、福祉避難所として活用できるという、多岐にわたって、現在のところ協定を結んでおるところであります。

また、希望につきましては、ピンポイントでどれということではありませんけど、応援協定につきましては、それはできるだけいろんな分野で多いほうが、実際に災害が起こったときに的確な応急対応ができると思いますので、今、どこだということは申しあげられませんが、いろんな分野で協定はこれからも結んでいきたいとうふうに考えております。

また、もう一点、市内全域が被害をこうむった場合は、応援協定が実施できないではないかということではありますけど、例えば、物資の提供業者なんかは広域に事業を展開しておるところもありますし、中には、卸センターのほうから持ってくるというふうに言われておる業者もあります。または、県からの応援なども期待できるおるところでありますので、市内全域が被災した場合、一部の事業者については、確かに応援できないおところもあろうと思いますけど、今、申しあげましたように、広域の応援が期待できる状況にあるということは御承知いただけたらと思います。

以上であります。

○仲山委員

ありがとうございます。今後の努力を期待します。

多分、応援協定を結んでいる先が、これで十分ということとは多分なくて、常々からずっと協力してもらえるところとつながる意識を持っていただければと思います。

同じく災害発生、大規模災害ということでの話とを考えていただきたいと思いますが、初動といいますか、参集及び対応といいますか、そのあたりに関して、職員さん方の連絡のとりかた、状況の確認の仕方とかいうあたりはどうなっているかをお伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

職員の参集、災害が起こった際の職員の参集ということですが、まず、参集の基本というのが、光市地域の防災計画において定められております。この配備体制につきましては、第一警戒体制、第二警戒体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制というふうには、事細かに分かれております。業務時間中であれば、我々のほうがそれぞれの部局に参集を求めるであるとか、業務時間中でなければ、それぞれの部局において情報を収集しながら、この体制の参集を図っているというところですよ。

基本的には、それぞれの職員が自覚を持ってこの計画にある参集体制に応じて参集し

てもらおうというのが基本になります。

#### ○仲山委員

防災計画のほうでというお話だったですね。業務中ではなくて、例えば夜間であるとか、家に帰っているときというのは、どんな状況かということの確認とかはあるんでしょうか。それとも、どういうふうに、そういうときには。

#### ○呉橋防災危機管理課長

基本的には、防災メールであるとか、気象情報であるとかってというのは、職員各自が捉えるのが基本になりますので、あくまでも我々が連絡したから来てくださいということではなくて、それらの情報を職員一人一人が自覚を持って集めまして、それで正しい参集体制に持っていくのが基本だろうと思います。そういうことで、今、各部局にはお願いしておるところであります。

#### ○仲山委員

じゃ、確認すると、もう本人がもう、これは起きた、これはもう行かなきゃいけないという情報で判断をして、それぞれが集まるとというのが原則だということで、一々連絡をとって大丈夫かとかいうことをやるわけではないということですね。

それから、業務中なんかは、ちょっと僕なんか気になる場所なんですけど、今、例えば災害が起きたと。かなり大規模で家のほうがどうなつとるか、家族はどうなつとるか心配であると。そういったようなことがあるかとは思いますが、いつやら、下のロビーのところで伝言ダイヤルの周知活動というか、なさっていましたが、ああいうのを職員の方々みんなもうやり方を覚えていて、家族と連絡とれるようにしておいたりなんかすると、やっぱり目の前の仕事に専念するためには、家族のほうの確認ができていたほうがいいんじゃないかと思うんで、その辺周知されているといいかなということ、あのとき感じました。

それと、職員さん方、集まられるときに、原則的に職員のための備蓄食料というは、以前の話で、たしか原則的にはないんだという話でした。それで、持ってこられるという話も確か、業務継続計画か何かにも載っておったと思います。

とはいっても、家にいて災害が起きたときには、いざといって持って出かけられるでしょうけども、日常のこの業務の最中に起きたようなときには、当然、取りに帰っているわけにはいかないの、そのあたりはどのように考えていらっしゃるかをお伺いします。

#### ○呉橋防災危機管理課長

食料についての御回答なんですけど、議員おっしゃられましたように、災害というのは、いつ何時起こるかわかりません。そのために、昼間災害が起こったときなどは職場に食料を備蓄しておくのは一つの方法ではないかということ職員に伝えておるところです。

例えば、職員初動訓練というのを先日行ったんですが、その際にも、食料の持参及び

職場での備蓄を呼びかけております。さらに、先月ですか、行いました新任課長研修なんかでも、備蓄食料は家に置いておくだけではなくて、職場のほうに置いとくというのも有効な方法ですよというお話もさせていただいたところです。

そういうことで、職員への周知は一定程度図られておるのではないかと考えております。

#### ○仲山委員

そういうふうになさっているんですね。余り長く、保存期間とかも当然考えてやっていらっしゃるんでしょうけども。各人がそれぞれ自分の分はそれぞれで考えて、庁舎のほうにも備蓄を進めているというお話と理解しました。

どうも、1日や2日で何とか届くような状態になるとは限らないようですので、個人の備蓄に頼っているとなかなか難しい面もあるかもしれません。そのあたりも、これから考えていってもらえたらと思います。

もう一点だけ、お伺いします。

自主防災組織というのが、いわゆる町内会であるとか、学区単位であるとかで、今、組織されて訓練をしたり、防災の意識を高めたり、いろいろと活動をされています。実際に、これも大規模災害のときですけれども、そういう各地域での動きというのと、それから市のほうでの防災の本部といいますか、そちらのほうとの連絡のとり方、例えば情報収集として被害の状況の情報であるとか、あるいは、こちらから伝えるであるとか、そういうことについて、いろんな方法があるかと思えますけれども、今はどのようなことを考えていらっしゃるか、お伺いできますか。

#### ○呉橋防災危機管理課長

本市におきましては、自主防災組織を共助の要と考えておりまして、自主防災組織の設立であるとか、設立後の訓練、研修など、あらゆる場面で連携をとりながら活動への補助、または、訓練の際にはいろんな協議をさせてもらうであるとか、意思の疎通を図っておるところです。

ただ、今現在、連絡体制については、なかなか構築できてはおりません。というのが、自主防災組織があるところとないところ、または、活動の段階が違いますので、一足飛びにはいかないと思いますが、今、そういうことができていない、でも、将来的には整理をしていくことができると考えているところです。今、現状は自主防災組織の活動について、なかなか差があるので、統一的な対応というのはできていないというところです。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。自主防災組織というのは、本当、もうそれぞれの現場の状況が一番近いというか、そのものだと思います。本部にいて、その状況がやはりある程度リアルにつかめていかないと、対応というのも難しいかと思えます。

連絡のとり方として、いろんな方法があると思いますが、熊本の例で言うと、電話も

通じない携帯もというときに、インターネット、特にラインであるとかいうのが大変通じて助かったというような話もありました。

これは、そのとき、そのときの状況によって何が使えて何が使えないというのは変わるかもしれませんが一概には言えないことだと思いますけれども、これから自主防災、現場のほうっていうか、各身近なところとの情報の伝達、収集について研究していただければと思います。ありがとうございました。

○河村委員

ごめんなさい。ちょっと確認をさせてください。

現行の今、職員数と、それから、市内にお住まいの方の人数あるいは市外にお住まいの方、それから、本庁から2km圏内にお住まいの方、ちょっと人数がわかれば教えてください。

○讚井総務課長

現在の職員数であります。4月1日現在で387名の職員がおります。そのうち、市内の職員が317名、市外の職員が70名となっております。通勤2km未満の職員につきましては81人という状況でございます。

以上です。